

1. 議事日程（平成31年第1回北広島町議会定例会）

平成31年3月6日
午前10時開議
於 議 場

日程第1 一般質問

一般質問

《参考》

- | | |
|------|---|
| 梅尾泰文 | 教職員の健康は守られているか |
| 服部泰征 | ①緊急相談ダイヤル「#7119」への参画は
②消防水利設備の管理体制は |
| 敷本弘美 | ①北広島町豊平診療所の概要と課題を伺う
②救急相談センター「#7119」の導入を |
| 中田節雄 | 地域特性を生かし定住人口の増を |
| 湊俊文 | 北広島町 まち・ひと・しごと創生総合戦略における重点事業
の点検・評価について |

2. 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1番 濱田芳晴 | 2番 美濃孝二 | 3番 真倉和之 |
| 4番 湊俊文 | 5番 敷本弘美 | 6番 森脇誠悟 |
| 8番 山形しのぶ | 9番 亀岡純一 | 10番 梅尾泰文 |
| 11番 室坂光治 | 12番 服部泰征 | 13番 伊藤淳 |
| 14番 中田節雄 | 15番 大林正行 | 16番 宮本裕之 |

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	箕野博司	副町長	中原健	教育長	池田庄策
芸北支所長	清見宣正	大朝支所長	竹下秀樹	豊平支所長	益田智幸
危機管理課長	野上正宏	総務課長	畑田正法	財政課長	植田優香
企画課長	砂田寿紀	税務課長	浅黄隆文	福祉課長	細川敏樹
保健課長	福田さちえ	農林課長	落合幸治	商工観光課長	沼田真路
建設課長	川手秀則	町民課長	迫井一深	上下水道課長	中川克也
消防長	石井雅宏	学校教育課長	石坪隆雄	生涯学習課長	西村豊
会計管理者	畑田朱美	国土調査事務所長	堂原千春		

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 坂本 伸次 議会事務局 田辺 五月

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（宮本裕之） おはようございます。ただいまの出席議員は15名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（宮本裕之） 日程第1、一般質問を行います。質問時間は30分以内とし、また、答弁においても簡潔に行っていただくようお願いしておきます。質問の通告を受けておりますので、登壇して、マイクを正面に向けて一般質問を行ってください。10番、梅尾議員の発言を許します。

○10番（梅尾泰文） 10番、梅尾泰文でございます。今回はくじ運がよく、1番バッターということで、元気よくやらさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。通告をいたしておりますとおり、教職員の健康は守られるかということでありまして。小学校、中学校の学校におられる職員さんの健康のことでございます。まず、小中学校の教職員、とりわけ教員の勤務実態については、ここ数年、社会問題として取り上げられるほどになってきております。小学校教員の3割、中学校教員の6割が過労死ラインといわれる月80時間を超える時間外勤務をしていると言われております。2017年に文部科学省が実施をしました抽出調査でも、そのことが裏づけられました。学校の時間外勤務縮減に向けた取り組みは、業務改善として10年以上も前から進められてきておりますが、一向に成果を上げられなかったといえると思っております。学校における働き方改革の実施、学校教職員の時間外勤務の根本的縮減そのものは教職員の命を守るという点でも、豊かな教育を実現するためにも、不可欠かつ緊急を要するものであります。そこで、現場の実態とその背景、今後の取り組みについてお聞きをいたします。まず、1点、町内の小学校、中学校での時間外勤務の実態、職種別の平均時間、月80時間を超える者の数と、最も多い時間外の時間数をお聞きしてみたいと思っております。

○議長（宮本裕之） 教育長。

○教育長（池田庄策） それでは、平成30年4月から12月までの数値でお答えを申し上げます。管理職につきましては、小学校で63時間03分、中学校69時間56分でございます。教諭、養護教諭、栄養教諭を含みますが、小学校で57時間14分、中学校で72時間52分、事務

職員につきましては、小学校で41時間10分、中学校で47時間16分でございます。平成29年度の比較では、中学校教諭で1時間52分の増加が現在のところ見られますが、他の職種では、全て縮小傾向というふうに報告を受けております。次に、時間外在校時間、勤務時間とおっしゃいましたが、調べておりますのは、在校時間でございます。月80時間を超える者の最も多い時間外在校時間についてお答えをいたします。まず、時間外在校時間が月80時間を超える者の数、管理職、教諭、事務職全ての合計をお伝えいたします。小学校では、月平均23名、中学校では19名となっております。小学校は6月が町内で46名と最も多く、1月及び8月が3名と最も少なくなっております。中学校では、4月及び5月が29名と最も多く、8月がゼロと最も少ない数でございました。どの月も内訳は教諭が最も多く、次いで管理職となっております。最後に、最も多い時間外在校時間につきましては、小学校では、5月に170時間、中学校では、6月に197時間と記録をした者がそれぞれおり、この時間数が最も多い時間外在校時間となっております。以上です。

○議長（宮本裕之） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 時間外については、それぞれ全国的な、あるいは県内も含めて非常に長時間在校しているという状況であったと思います。学校の職員の方たちも、自分たちの健康のことを考えながら、一生懸命、事務に短縮をかけられる部分については、一生懸命行っているということではありますが、なかなか仕事の量も減ってこないという状況の中で、時間外が続いているということでもあります。今、報告ありました北広島町においての小学校で最長の時間外170時間幾らと、中学校においては197時間幾らということで、本当に健康が守られるという状況にはないというのは教育長の答弁からも明らかになったというふうに思います。私は、100時間を超える、最高の時間も聞きましたけども、100時間を超える、そこまで求めていませんでしたかね、100時間を超える職員の小中の数は。そこまで細かいことまでの数字は求めていなかったんですが、私のほうが、他のところで調べた数字がありましたので、そこと比較をしようと思ったら、数字がなかったということでもありますから、それは私のほうが通告をしてなかったということでもあります。いずれにしても、繰り返すことになりませうけれども、非常に長時間にわたる勤務がされているということが明らかになったわけでもあります。やはり、北広島だけではなくて、広島県内でも80時間を超える時間外をしているところというのは、竹原や府中は少し少ないみたいではありますが、全体的に勤務時間が長いということは県の調査からも明らかになっているわけでもありますけども、そのところの実情は実情でありますけれども、なぜ、そうなっているのか、数字がそこまで上がっているという原因、要因については、いかが考えておられるかをお聞きしたいと思います。

○議長（宮本裕之） 教育長。

○教育長（池田庄策） ご質問いただきました、なぜそうなっているかということにつきましては、通告いただきました2番のところと関連するのではないかと思います。よろしゅうございますか。まず、1点目でございますが、全国的、県内、町内も同じでございますが、若手教師の増加でございます。これは中教審においても年齢が若い教諭ほど勤務時間が長くなるのが指摘をされておりますが、本町においても同じ傾向がうかがえます。2点目でございますが、ご存じのとおり、総授業時数の増加もでございます。平成20年度の学習指導要領の改訂によりまして、小学校では低学年、週2コマ、2コマと申しますのは、年間70単位時間でございます。小学校中学年から中学校で週1コマの標準時間数が増加をしております。これに伴って、成績

処理、また、学校行事が連続する時期がございますが、主に4月から6月、10月、さまざまな準備等も相まって、時間外の在校時間の増加につながっていると思っております。3点目でございますが、中学校におけます部活指導でございます。中学校では、教員が部活顧問として放課後及び週休日、土日でございますが、部活動を実施しており、これらの時間につきましては、時間外部活として計上されております。最後に4点目でございますが、勤務時間に関する意識でありますけれども、学校の教職員は、児童生徒のさまざまな姿を通じて理解を求め、家庭環境等が厳しい児童生徒に社会性を身につける、また、子どものためにという教職員には使命感がどうしてもありますので、その児童生徒にかかわるあらゆる業務をみずからの業務とみなして、結果的に業務の範囲を広げる傾向もございます。以上のような点から、在校時間数がふえておりますけれども、特に冒頭申し上げていただきましたように、働き方改革の中で、校長会を含め、可能な限り、時間の縮減を図っていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（宮本裕之） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） その要因はいろいろなことがあるというふうに答弁をされましたけれども、その実情の把握は、今のような4点に集約されるのかもしれませんが、例えば教職員の使命感であるとかいう言い方もされましたが、使命感は本当にとつといものだろうというふうに思いますけれども、そのことと勤務時間が延長になっていると、労働強化になっているということセットで考えるというんじゃないかと、そのことはしなくてはならないことの方の中には組み入れていただくのは大変結構ではありますが、それをトータルの業務を授業も含めてのものをどの人数でクリアできるかというところを考えない限り、その教職員の聖職化というふうな部分に委ねて、その職場にいる人たちは、それこそそのことを自分のこととして行っているというのわかりますけれども、やはり完全解決に向かった取り組みにはならないわけがあります。そのところを文部科学省もそれぞれの地域に、県に求めるものであるだろうというふうに思いますが、それがなかなか功を奏するということになっていないのが現状であります。そのところを例えば教育長が今答弁してくれていますけれども、それぞれの学校現場において、もっと工夫をする、あるいは校長の裁量で、ここまではできるんだから、もう少し考えてくれと。労働超過にならないようにというふうなことを教育長発信でしておられるというふうなことがありますか。いかがですか。

○議長（宮本裕之） 教育長。

○教育長（池田庄策） おっしゃいましたように、聖職論にのって、それを是とするような考えはございませんし、当然、教員の定数についても県や国のほうに加配等についても要望が続いているところでございます。町内では、配当定数以外にも加配もいただいておりますし、できるだけ超過時間が多くならないようにということは、近年、校長会を通じても指導しておりますし、各校長もいろんな工夫をして、教職員に早く帰れというような流れを現在つくっておるところでございます。以上です。

○議長（宮本裕之） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） なかなかそれこそ教育長発信、あるいは学校長が発信をしても現場には現場でおかなくてはならない、明日の授業をどうしようということも含めて、熱心に考えておられる先生方が多いはずであります。やはり朝、家から出かける時間は、交通指導から始まるのかもしれませんが、帰るのは10時に帰ってきたりというふうなことも実態として当然結果としてあるわけでありまして、そのことをそれぞれの家庭もあるわけでありまして、学校の授

業も当然ありますけれども、そういうところで、まず、教職員の健康が保たれていない限り、社会の全体的な流れもうまくいかないということがあるわけでありまして。どのようにしていくと時間外も軽減をされて、健康も損なわれないような状況になるのかということ、すぐさまいくとは思いませんけれども、どこがどう発信しても、教育現場が変わらない限り同じことの繰り返しになる。言うのは言いましたが、実態が変わらない限り、それこそ改善できたな、よかったなという状況にはならないというわけでありまして、難しいことではあります、ここから先どのようにするかというのを教育長にまた質問しても同じような回答になるのかなというふうに思いますが、そういうふうな学校現場の中で、労働がきつい、学校に残っている時間が長いということで健康が脅かされて、健康破壊が起こっている学校の先生たちもいらっしゃるというふうに思います。そこで、労働安全衛生法に基づく町内の各学校の学校衛生委員会というのがあるんだろうと思いますし、町の学校衛生管理要綱もあると思います。その要綱に沿って、適切な委員が選任をされているというふうにも思いますし、長時間勤務の改善を含めて協議もされているというふうに思いますが、その状況はいかがでしょうか。

○議長（宮本裕之） 教育長。

○教育長（池田庄策） まず、労働安全衛生法に基づく各学校の学校衛生委員会でございますが、平成30年度、町内全ての小中学校に町学校衛生管理要綱に基づいた委員を選任をいたしまして学校衛生委員会の設置をしております。また、全ての学校が学校衛生委員会において、長時間勤務の改善を含めた協議を行っているという報告も受けておりますし、教育委員会としては、かつての状況より私は好転をしているというふうに考えておりますし、もう一つ、これまで学校では、入校・退校記録というものをとっております。要するに何時に学校に参りました。何時から学校出ましたという記録をするということになっておりましたが、これにつきましては国や県の考え方、指導等もございまして、いわゆる自分で記録をするのではなくて、客観的な入校・退校の時間を計測できるというものが条件になっておりますので、現在、学校の教職員にはそれぞれパソコンを使ってもらっておりますが、その電源が入る、また切れるというもので客観的な入校・退校記録というものに現在移行中でありまして、4月から正式に町としての運用をしたいというふうに考えております。以上です。

○議長（宮本裕之） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 労働安全衛生法に基づく委員会の設置であります、その委員会の設置の状況は、今私がお聞きしたように思いますが、そうでなくて、返ってきたのは、入校時・退校時のパソコン管理が、パソコンが立ち上がったときに業務が始まって、パソコンを落としたときに退校するよということになっているという話でございましたが、そこは一つの状況であって、委員会の中で、どのような課題や協議がされるのかなということをお聞きをしてみたいというふうに思いますし、ただ、パソコンで客観的な管理というふうに言われますが、それこそ平日の入校、あるいは退校の場合はそれでできるかもしれません。それが例えば、本来学校が休みである土曜日、あるいは日曜日に入校・退校、そしてパソコンを使う場合もあれば使わない場合もある。その場合の管理、あるいは客観的な入校・退校の時間、いや、そういう事態はありませんよというふうに言われれば、また話は変わってきますけれども、そこら辺の現実的な対応はいかがですか。先ほどお聞きしたのとあわせてお願いします。

○議長（宮本裕之） 教育長。

○教育長（池田庄策） 学校衛生委員会につきましては、先ほど申し上げましたように、各学校の

学校衛生委員会におきまして、長時間勤務の改善に向けた協議を当然入れております。それから土日の勤務であります、当然土日の勤務も学校の在校時間の中に入れるようなシステムになっております。以上です。

○議長（宮本裕之） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 今、学校に行った土日の関係でありますけども、パソコンを立ち上げた場合にはそういう状況になるのかもしれませんが、例えばの話ですよ。パソコンを使わない用務、日曜日にどういう行事をするから、土曜日に行って準備をしようと。それはパソコンを使わなくてもいい作業であるからというふうな場合には、今、客観的にということのパソコンへのデータは入力されないわけでありますから、そこら辺はどういう状況になりますか。

○議長（宮本裕之） 教育長。

○教育長（池田庄策） 当然校内に入校しないで勤務をする場合もございます。特に土日の中学校の部活動などもその一つであります、当然修正をいたしまして、土日の勤務も記入するような対応は現在も既にとっております。以上です。

○議長（宮本裕之） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 教職員の場合は、他の職種と若干異なって、時間外手当という手当は出ないということでありますから、幾ら、月に100時間しようが、仮に150時間しようが、それは手当として反映されるものではない。トータル的に給与の中に、賃金の中に何%かが、それに匹敵する金額ではありませんけども、昔からいわれる何%が入っているという、その金額というのを仮に時間外手当に、例えば役場の職員の時間外手当と同じような計算式をした場合には、はるかに差の出る金額であるぐらい教職員の場合は時間外手当として見合うものになっていないという実態があるわけです。そこら辺のところは、現実として長く、そのパーセントだけで、教員聖職論じゃありませんけども、しなくちゃならない仕事だし、とうといんだからということ、それはもちろんそうでありますけども、そのことで手当という部分はもらうということはない状況に来ていますが、そこは間違いありませんね。お聞きをします。

○議長（宮本裕之） 教育長。

○教育長（池田庄策） 公立義務教育諸学校の教職員に対する給与等に関する特別措置法というのがございまして、おっしゃいましたように、公立学校のいわゆる教育職につきましては、時間外勤務手当を支給をしておりません。そのかわり、おっしゃいましたとおり、教職調整額4%でございますが、毎月の給料の中で支給をされております。しかしながら、例えば部活動であるとか宿泊を伴う遠足、旅行的業務につきましては特殊勤務手当というのは支給はされております。以上です。

○議長（宮本裕之） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 今それぞれの学校での学校衛生委員会の取り組みという部分もお聞きしましたが、なかなか具体的なものが返ってくるということにはならなかったんですけども、働いている人たちに保障されている労働基準法に第36条という、サブロクというのがあるんですけども、学校職員の場合、このサブロク協定というのはご存じのように時間外の協定であります。そのものは教職員に対しては、サブロク協定というのは当然全職種に該当するものがありますが、いかがお考えですか。

○議長（宮本裕之） 教育長。

○教育長（池田庄策） 全職種に該当するものではあるということですか。ですが、先ほど申し上げ

げましたように、特別措置法の中で、教育職員、給料表が違いますけれども、教育職員につきましては、包括的な評価をして教職調整額を出しております。しかしながら、学校に勤務する県費負担教職員の中で行政職につきましては、当然年度初めに所属長であります校長と当該職員のサブロク協定は結んで、時間外勤務手当の支給はしております。以上です。

○議長（宮本裕之） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 今、サブロク協定の関係については、教職員であっても、事務職員の場合は扱いが違うということでありましたから、それは、そういうふうな流れの中で取り組みがされているというふうに思います。それで、法律はいろいろあったり、運用はいろいろあるかもしれないけれども、教職員、教職員というのは教員だけのことを言うのではなくて、事務職も含めて、用務職員も含めての教職員でありますけれども、言うてみれば、いろいろな職場で労働条件は違いますけれども、労働形態の中で、なかなか職場に出勤することができない、身を置くことができないということが大人の世界にも起こっているわけでありまして。ここで今、北広島町の小学校、中学校の教職員に病気休暇を取得したりしている職員がいらっしゃるかどうか、病気休職者、そして、またそのうちに精神疾患と判断されておられる方もどのぐらいおられるかというのを割合も含めてお聞きをしてみたいと思います。

○議長（宮本裕之） 教育長。

○教育長（池田庄策） 平成29年度1か月以上の病気休暇取得者は、小学校教諭で1名、精神疾患による病休者でございました。また、小学校の管理職で、病休職者が1名、この者も精神疾患による病気休職者でございました。平成30年度におきましては、同じく1か月以上の病気休暇取得者は、小学校教諭で3名、うち1名は平成29年度取得者であり、もう2名は、年度中途からの取得者でございまして。ともに精神疾患であり、年度中途からの病気休職となっております。

○議長（宮本裕之） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 病気休職者の方には、本当に、なかなか職場に出ることができないという医師の診断も当然あるだろうというふうに思いますけれども、その職員の方たち、先生の方たちへの接し方というのは学校現場ではどのようにされているか、校長はどのように指導されておられるかというのをお聞きをしてみたいと思います。

○議長（宮本裕之） 教育長。

○教育長（池田庄策） 校長はどのように接しているかという質問ですよね。いろいろありますが、例えばそれぞれの病気、疾患によりまして、十分配慮しながら、復職に向けて完全治癒できるように、当然対応しているように、教育委員会のほうでも各校長には指導しておりますし、当然町内の学校にはできているというふうに考えております。

○議長（宮本裕之） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 先ほど、平成29年と平成30年の小中学校での病休者の人数をお聞きをして、お答えをいただきましたけれども、多分、欠員となっているといいますか、来てもらえないという状況を、欠員の補充というのが必要でありますけれども、多分、北広島町の場合は、臨時職員で補員をしたりとかいうふうな形で補充をしておられるというふうに思いますけれども、その、私が、だと思っておりますというふうな言い方しましたが、そこは教育長のほうから状況をお伝えいただいて、また聞いてみたいというふうに思います。

○議長（宮本裕之） 教育長。

- 教育長（池田庄策） 平成29年度、平成30年度とも代員措置が必要な1か月以上の病気取得者につきましては、休職者も含めまして、代員は欠員なく措置をしております。
- 議長（宮本裕之） 梅尾議員。
- 10番（梅尾泰文） 県内にも欠員の補充というのはされておりますけども、全部が全部それができているよというふうな状況がないというふうな県内の中でも聞いておりますし、あるいは、その補員を、欠員の補員をなかなか難しいということで、教頭先生がクラスに出向いて行って授業する、そうしないと授業がカリキュラムに沿っていくというふうにならないというふうなこともお聞きしますが、トータル的に、北広島にはそんなことありませんけども、県内的にそういうことがあるというふうに聞いていますが、そのようなことは本来あってはならんのだろうというふうに思いますが、考え方としてどうでしょうか。ご意見。
- 議長（宮本裕之） 教育長。
- 教育長（池田庄策） 本来あってはなりません。ですが、特に教育職員につきましては、教諭の在員措置につきましては、当該の免許状が必要になります。これがない場合に県内で、マスコミ等で報道されている、どうしても先生が足りないという状況が発生しているんだろうと思っておりますし、在員措置がされるのは、いわゆる1か月以上ということになります。1か月以上の病気等の休職でありますので、例えば先ほど議員おっしゃいましたように、2週間休むとか、1週間休むという場合は、教頭先生が頑張るということもございます。以上です。
- 議長（宮本裕之） 梅尾議員。
- 10番（梅尾泰文） 病気休暇者のことにもう一度戻りますけれども、一般的に精神疾患は長時間勤務や職場のストレスとの関連が深いというふうなされておりますし、パワーハラスメント、立場を利用した嫌がらせという、要約すればそういうことなんだろうと思います。ですから、立場を利用した嫌がらせということになると、言ってみれば、権限を持った年齢の高い先生が若い先生にというふうなことを想定できるわけではありますが、そういう方たちが権限、立場を利用して嫌がらせをするというふうなことがあってはならないことでありますが、これは教育現場だけではなくて、パワーハラスメントというのは、いろんなところで最近よく聞く言葉でもありますし、そういう状況が蔓延をして、蔓延をするというのはちょっと言葉が言い過ぎでもありますけども、そういう状況があるということでもあります。それは当然、学校現場でも起こり得るわけでもありますし、起こっているかもしれません。その対応をどのようにするのかという研修等も当然されているというふうに思いますが、その状況についてお聞きをしてみたいと思います。
- 議長（宮本裕之） 教育長。
- 教育長（池田庄策） 平成30年度、町内の学校におきましてパワーハラスメントと認定された事案はございません。学校においては、服務規律の厳正な確保、不祥事を未然に防止するために、年度当初、年間の研修計画を作成し計画的に実施をしております。従前よりパワーハラスメントに関する研修も年間計画に位置づけまして実施するよう指導しており、計画的に実施をしているというふうに思っております。以上です。
- 議長（宮本裕之） 梅尾議員。
- 10番（梅尾泰文） こういう問題、パワーハラスメントの問題であるとか、いろいろな状況について、実際にはないのであれば、なしで本当にこの上ないわけではありますが、なかなか、そうは言うても見つけにくい、わかりにくい事案でございます。セクハラにしてもパワハラにして



もそうであります。それを子どものいじめもそうであるように、いじめられていると誰がどう  
いう状況で判断するのかというの、非常に微妙なところでありますから、できるだけ穏便に  
といいますか、内密にといいますか、そういう部分も含んでおります。ですから、単純に、な  
いというふうにお聞きをしておりますというふうに答えていただいて、それが事実であれば本  
当に喜ばしいことではあります、それを発見できる、見きわめることができる、そうではな  
いのだろうかということに疑念を抱くというふうな、そういうシステムこそが必要なわけであ  
ります。そういうところの細かいところのマニュアル等をつくって、未然に大きなことになら  
ないような小さいうちに芽をつもと、発見しようということが必要なわけではあります、そ  
この取り組みについてお聞きをしてみたいと思います。

○議長（宮本裕之） 教育長。

○教育長（池田庄策） おっしゃいますように、見つけにくい、わかりにくいというものが存在す  
るというのは、よく理解をしております。常に問題意識をもちまして対応するように指導して  
もおりますし、穏便に、内密に、そんなことは決してございません。学校からの報告があれば、  
必ず対応いたしますし、県費負担教職員でございますので、懲戒、あるいは処分等は県教育委  
員会の権限の中にありますので、県教育委員会との連携も密にとっております。各学校とも校  
長あるいは教頭の面談も含めて、また、それぞれパワハラ、セクハラの相談窓口も設けており  
ますし、ホームページや保護者の皆さんにも、全てそれをオープンにして対応して、何度も申  
し上げますが、見つけにくい、わかりにくいものだと理解をしております。厳格に対応して  
まいります。以上です。

○議長（宮本裕之） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 通告しておりました項目については、一応おさらいをさせていただくこと  
は、また後にしまして、先ほどありました中学校でのクラブ活動等についての部分であります。  
それも時間外の中に当然組み込まれていますし、手当も時間外手当として支出をするように、  
特別になってますよということでもありますけども、今、クラブ活動についても学校の職員以外  
の方の部外から来ていただくコーチ等もだんだんと取り入れられるようになってきていますけ  
れども、それも県の予算の中でお願いをするという状況がありますから、この北広島町におい  
ての中学校のクラブ等についての教職員以外のスタッフ、コーチ陣はどのような扱いになって  
いますか。人数があるのかないのかも含めてお願いいたします。

○議長（宮本裕之） 教育長。

○教育長（池田庄策） 中学校におけます部活指導員の配置につきましては、私は望ましい姿の一  
つだというふうに考えておりますが、もう一つ、その時間帯に町内の中学校で指導してくださ  
る方を見つける、大変困難な状況でございます。県も国も希望すれば、この制度にのって、一  
定程度の支援はしていただく準備はできておりますが、そのあたりの調査もいたしました、  
なかなかそういう人が見つからないのが現実でございます。以上です。

○議長（宮本裕之） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 時間も短いですし、時間も夕方の時間ですから、通常勤務しておられる方  
が途中で会社を抜け出していくという時間には当たらないということでありまして、なかなか、  
人員確保が難しいという現状が、なかなかクリアできるということにはならないと思えますが、  
そうは言うても、クラブ活動はしないといけないし、部外に頼んだら、部外からは来ていただ  
くことにはならないということになると、やはり同じように職員がかかわるということになっ

て、考え方的にはいいんですが、実を結ぶような状況にはなかなかならない。なるのがまれであるということだろうというふうに思います。今のクラブのこともそうでありますけども、トータル的に最終的なおさらいをしたいというふうに思います。今の教職員の労働実態の時間外の、私は、教職員組合からも80時間を超える方、あるいは最高の時間外がどのぐらいですよというデータをいただいていますけれども、トータル的に80時間が過労死のということになっていますが、この時間を本当に短縮するという事は、どういう努力をすることができるのか、個々のそれぞれの先生方のそれぞれの職務をスピーディーに行えばできるんだ、そうは言うても、クラスの子どもがいて、その子ども家庭のことも含めて取り組まなくてはならないということから考えると、そこをおろそかにすることはできないとすると、時間がうんぬんということだけで物事は判断できないよということに結論はなるんですが、最終的には健康のことを考えれば、基準が80時間であるか、もっと短い時間でなくてはならないかというのはありますけども、そこに持っていくための努力を、やはり目標は目標の数字であって、そこへ持っていくには何をしなくてはならないのかというのが、本当にそれぞれの市町の教育委員会も、それから学校現場の校長も含めて話をしていかないと、特に学校の中だけで考えれば、校長を中心に、この学校をどのようにしていこうかということ、いろんな観点から協議をし、取り組みをし、努力されているわけでありまして、そのことを進めていくためには、時間外のことには頭の中にあっても、結果的に先月と先々月と同じぐらいの時間外でしたねということになります。学校に行っても、いつも電気がついて、私たちが学校に行って、帰るのが9時近くになっても、まだ残って一生懸命しておられるという実態がありますから、そこを教育長は、学校長が最終的には判断をされますよということにはなっていますけども、教育長発信というのは、非常にそれぞれの校長先生に与える影響は大きいですし、強制力はあるだろうと思いますし、力が、トップダウンだというふうに思いますから、そこら辺も含めて、物の言い方ももちろんあるかもわかりませんが、最終的に、こここのところだけは抑えとかなければなりませんよということをおさらいの最後としてお聞きをしてみたいと思います。

○議長（宮本裕之） 教育長。

○教育長（池田庄策） トップダウンだとは思っておりませんが、近年の働き方改革の中で、学校の管理職も教職員もできるだけ在校時間を短くするという考え方は、かなり進んでまいりました。そういう中で、特に中学校が非常に長いというのはクラブ活動であります。これにつきましては、1週間で部活を2日間は休むという取り組みを始めました。かなり効果が出てまいりました。町内の教職員の中には、先ほどおっしゃいましたように、私も最初申し上げましたが、一生懸命子どもたちのために頑張ってくれています。よくわかりますし、ですが健康のことも考えなくてはいけませんので、今後は、これまで以上に校長会等通じて、トップダウンではなくて話をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（宮本裕之） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） もう一回だけ質問させてください。時間がまだ2分ほどありますので。クラブ活動を1週間に2回ほどお休み、中学校でありますけども、お休みしていただいたということで、それこそそれにかかわるクラブの顧問の先生は、言ってみれば、その日は勤務地に通わなくてもいいということになっただろうというふうに想定できますけども、ただ、クラブというのは、そうはいうても競技であって、いろいろと競わなくてはいけないわけでありまして。この北広島町も運動部が千代田中学校の場合もそうでありますが、かなりこれまでよりもすご

くいい成績を残しているということで、言うてみれば、うれしいなというふうに思うわけですが、そのこととクラブを休むということが相反することにも、結果として、なるわけがありますが、よかったねといえればいいのか、残念だねといえればいいのかわかりませんが、いずれにしても、スポーツをするということは、勝ちたい、勝つだけが目的ではないというふうに言われますが、そうはいうても、いい成績を残して県大会、あるいは中国大会、全国大会にという目標もあるわけですから、そこら辺の相反する部分を含めて、どう考えればいいのかというのは、私はよう結論出さんのですが、教育長にお聞きしてみたいと思います。

○議長（宮本裕之） 教育長。

○教育長（池田庄策） 私も結論はなかなかよう出しませんが、教育活動は、競技力向上、あるいは学力向上だけではなくて、豊かな心という部分もありますし、学校の週2日、部活をしないという中では、子どもたちにきちとした生徒指導もしながら、その2日間は有効的な学習等に生かしたり、ますます町内の子どもたちが文武両道の力が発揮できるようにさまざまな方策を、学校の意見も聞きながら考えてまいりたいと思っております。このことにつきましては、実は部活のあり方についても、町内の学校とガイドラインをつくっておりますので、その中で、しっかり対応していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（宮本裕之） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） もう一回お願いします。クラブ活動のことになりますけども、やはり今、北広島の中学校在週2日お休みをとということで、あいた時間はそれなりに一生懸命違うことができるということもありますが、町外の学校でも、やはり同じような取り組みがされつつあるんだらうというふうに思いますが、その情報はいかがでしょうか。

○議長（宮本裕之） 教育長。

○教育長（池田庄策） 広島県内の公立中学校におきましては、週2日は原則であります。全国的にはどういうふうな実施方法かわかりませんが、朝練等も禁止している県もございます。しかしながら、現在のルールの中で子どもたちに部活動もしっかりさせていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（宮本裕之） これで梅尾議員の質問を終わります。暫時休憩します。11時5分から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 53分 休憩

午前 11時 05分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（宮本裕之） 再開いたします。次に、12番、服部議員。

○12番（服部泰征） 12番、服部泰征です。さきに通告しております2つの項目について質問いたします。まず、1つ目です。緊急相談ダイヤルナンバー7119への参画はについてです。まず、初めに、このナンバー7119のナンバーの呼び方について確認しておきます。どうや

ら、このナンバーはいろいろと呼び方があるようです。形の似ている音楽記号のシャープという方もいらっしゃる、番号記号とかナンバーサイン、また日本語では井げたといった呼び方もあるようで、迷ったんで、また最近のSNSではハッシュタグとも呼ばれています。どうやって呼ぶのが正しいのかはちょっと難しいんですが、今回の私の一般質問では、簡単にナンバーと呼ばせていただきますので、ご了承ください。それでは本題に入ります。平成31年1月28日より、救急相談センター広島広域都市圏ナンバー7119が開始されました。中国地方では、広島市を中心として、近隣では、安芸太田町や安芸高田市など広島県が13市町、山口県が2市町の計15市町が参加しているようです。このナンバー7119とは、急な病気やけがをした際、救急車を呼ぶべきか病院に行くべきか、判断に迷った方からの相談に対応するもので、専門医らが作成したマニュアルをもとに、看護師が緊急性の有無を判断し、救急車を呼ぶ必要があれば救急車を手配し、なければ医療機関の案内やまた応急手当の助言を行うものとされています。この相談ダイヤルにより不要不急の救急通報が減り、より重病の方に対応できるとのこと、また、本当に救急車が必要な方には利用を促せるため、救急車医療の適正化が図れるとされています。さらには、相談専用の窓口があることにより、これまで各医療機関で対応することもあった電話対応や窓口対応に対する医療機関の負担が減るため、看護師や医師などの負担軽減にもつながるとされています。さて、平成31年3月の行政報告によると、北広島町における平成30年中の救急発生の件数は、全町単位で、急病が540件、一般が191件、交通73件、その他267件の合計1071件となっています。また、旧町単位では、千代田が459件、芸北が144件、大朝が212件、豊平253件、高速道3件となっているようです。そこで質問いたします。まず、この分類してある急病、一般、交通、その他とはどのような内容を指すのでしょうか。

○議長（宮本裕之） 消防長。

○消防長（石井雅宏） 救急に関することですので、消防本部のほうからお答えします。行政報告での救急発生件数の分類は、総務省消防庁の救急統計の救急事故種別に準じて作成しております。それぞれ急病とは疾病によるもの、一般とは、転倒など不慮の事故によるもの、交通とは交通事故によるものとし、その他には、火災事故、自然災害、水難事故、労働災害、運動競技中の事故、加害、自損行為、転院搬送などでございます。

○議長（宮本裕之） 服部議員。

○12番（服部泰征） わかりました。傷病には内科疾患や外傷等いろいろありますが、この北広島町の原因としては、こういった傷病が多いのでしょうか。

○議長（宮本裕之） 消防長。

○消防長（石井雅宏） 北広島町においては、急病が540件と全体の半数以上であることから、内科的疾患が多いといえます。以上です。

○議長（宮本裕之） 服部議員。

○12番（服部泰征） 北広島町、内科疾患が多いということですね。では、その内科疾患なんですけど、例えば、それぞれ地域があると思うんですが、地域によって高齢化率も違いますよね。そういった形で、地域により救急内容の傾向に違いはあるのでしょうか。

○議長（宮本裕之） 消防長。

○消防長（石井雅宏） 各地域、旧町ごとの救急出動内容につきましては、その傾向は一概にはいえませんが、大きな違いはございません。ただ、地域特性としまして、芸北地域においては冬

場のスキー場への負傷者の対応があります。以上です。

- 議長（宮本裕之） 服部議員。
- 12番（服部泰征） 地域的には違いはないということなんですが、年齢層というのは、どういった形になっているのでしょうか。
- 議長（宮本裕之） 消防長。
- 消防長（石井雅宏） 平成30年、出動の救急対応につきましては、全体で976人を搬送しております。年齢区分別では、6歳までの新生児、乳幼児が21人、18歳までの少年が39人、64歳までの成人が255人、65歳以上の高齢者の搬送が661人となっており、高齢者の搬送が全体の67.7%でございます。以上です。
- 議長（宮本裕之） 服部議員。
- 12番（服部泰征） 高齢者が6割以上ということで、やはり高齢化が大変影響しているものと思われま。それでは、そういった中で、平成30年の救急において不要不急の救急依頼はあったのでしょうか。
- 議長（宮本裕之） 消防長。
- 消防長（石井雅宏） 平成30年、当消防本部においての不要不急の救急依頼はございません。
- 議長（宮本裕之） 服部議員。
- 12番（服部泰征） では皆さん、きちんと、用のない救急をされてないということではと思います。それでは、もし北広島町にて救急が生じた場合、現在、どの病院が救急対応しているのでしょうか。平成28年から30年において、救急を依頼することが多かった町内、また町外の主な医療機関と、それぞれの件数をお願いします。
- 議長（宮本裕之） 消防長。
- 消防長（石井雅宏） 北広島町において救急が生じた場合、現在どのような病院が救急対応しているかということですが、通報内容により救急出動した場合、その症状や既往歴、かかりつけ医などの状況から、町内の救急告示病院などへ連絡し、受け入れ可能な医療機関へ搬送しております。平成28年から30年までの搬送先医療機関につきましては、町内の救急告示病院3施設でございます。これ3年間合わせまして1050人を搬送しております。町外への搬送につきましては、近隣の主な救急告示病院3施設、これが3年間合わせまして756人搬送しております。以上です。
- 議長（宮本裕之） 服部議員。
- 12番（服部泰征） その救急告示病院、町内3施設の内訳は、どこというのは聞いても大丈夫ですか。
- 議長（宮本裕之） 消防長。
- 消防長（石井雅宏） 町内の救急告示病院は北広島病院、千代田中央病院、大朝ふるさと病院、この3施設でございます。
- 議長（宮本裕之） 服部議員。
- 12番（服部泰征） その3施設で、3年間、町内1050人の救急を受けているということで、町外は安佐市民とか安芸高田市のJAとかが多いということではないんですか。
- 議長（宮本裕之） 消防長。
- 消防長（石井雅宏） ただいまの町外の救急告示病院3施設は、安佐市民病院、吉田総合病院、安芸太田病院、これで756人でございます。

- 議長（宮本裕之） 服部議員。
- 12番（服部泰征） それでは救急病院でも、例えば人員がそろっている日中は救急対応が可能としていても、夜間とか日・祝日、また年末年始など人員が少ない場合は、救急対応が難しい医療機関もあると思います。北広島町における夜間や日・祝日等の救急対応はどのような状況になっているのでしょうか。
- 議長（宮本裕之） 消防長。
- 消防長（石井雅宏） 北広島町における夜間、休日、祝日などの救急対応ですが、搬送先の医療機関につきましては、受け入れの確認を得て搬送しております。議員おっしゃられましたように、それぞれの医療機関において、その時々状況において、受け入れの是非は違ってまいります。町内での受け入れができない場合、他の市町の受け入れ可能な医療機関への搬送となります。これ傷病者の案件ごとに最善の選択を行っております。以上です。
- 議長（宮本裕之） 服部議員。
- 12番（服部泰征） 基本的に救急告示病院であれば夜間に医師がいて、看護師も宿直外で外来対応すると思うんですが、そういった場合でも断られることがあると捉えてもいいですか。
- 議長（宮本裕之） 消防長。
- 消防長（石井雅宏） 救急告示病院でも、その日の担当医の内科、外科等いろいろありますけど、科目が違う場合は断られることがございます。
- 議長（宮本裕之） 服部議員。
- 12番（服部泰征） わかりました。それでは、これまでのことを鑑みて、北広島町の救急体制は、今どのような状況といえるのでしょうか。
- 議長（宮本裕之） 消防長。
- 消防長（石井雅宏） 北広島町の救急体制でございますが、高齢化を初めとした社会情勢の変化、救急ニーズの多様化、また、広大な町の面積を管轄しての救急対応に努力しているところです。限られた救急資源において最大の効果が発揮できますよう、計画的な救急車両、高度救命資機材などの更新整備、スキルを持った救急救命士の育成など人材の養成をあわせて図っております。消防本部といたしましては、町民の安全・安心を第一に考え、町民の信頼へ応えるために、なお一層救急体制を含め、消防力の充実強化に努めてまいります。以上です。
- 議長（宮本裕之） 服部議員。
- 12番（服部泰征） ナンバー7119に参加した市町では、病気やけがによる救急等の相談はセンターで受け、そこが判断してさまざまな対応をとる形になります。そこで問います。現在、ナンバー7119に参加していない北広島町で、現状においては、町内にて相談等がしたい場合、今はどのような流れになっているのでしょうか。また、北広島町において、ナンバー7119にかわる体制はあるのでしょうか。
- 議長（宮本裕之） 保健課長。
- 保健課長（福田さちえ） 保健課からご答弁させていただきます。急な病気やけがをした際、救急車を呼ぶべきか病院に行くべきか判断に迷ったときなど、相談したいときはどうしたらよいかということでございます。平日昼間でしたら、かかりつけ医にご相談していただくようお願いしております。夜間でしたら、子どもの場合は、小児救急電話相談シャープ8000番にご相談をお願いいたします。医療機関のご案内につきましては、広島県救急医療情報ネットワークシステムをご活用してくださるか、または北広島町消防本部にお問い合わせをください。

また、高齢者の方につきましては、高齢者のひとり暮らしの方などには、救急通報装置あんしん電話の貸与も行っておりますので、あんしん電話使って、いざというときは、迷わず消防本部のほうへ緊急通報をしていただくという体制をとっております。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 服部議員。

○12番（服部泰征） 今おっしゃった例えばナンバー8000番とか、それから広島救急ネットワーク、また貸与されているあんしん電話、そこそ利用の件数はあるんですかね。報道によると、なかなか利用が広がってないと。ナンバー8000番とかは聞くので、北広島町は利用状況的にふえているのか、やはり医療機関に直接かけることが多いのか。そのあたりは、もしわかればお答えください。

○議長（宮本裕之） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 小児の救急電話相談につきましては、北広島町が何人の利用というのは把握はしておりません。しかし、保護者の方、子どもさんを育てていらっしゃる世代の方に聞くと、結構夜間利用していることはあるということは聞いております。あわせて、広島県の救急医療情報ネットワークシステムにつきましても、これはネットでございますので、若い方を中心に利用されている方もいるということは把握しておりますが、人数までは把握しておりません。あと、あんしん電話につきましては、平成30年度1月末現在で、30年4月の設置台数として307台設置をさせていただいておりますが、30年度1月末で、救急搬送件数14件ございますので、救急のときにはご利用いただいているというところは把握しております。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 服部議員。

○12番（服部泰征） 北広島町では、医療機関数が減少傾向にあり、休日当番医の負担が増加傾向にあると思われま。また、最近では、働き方改革に伴って、医師の長時間勤務が問題となっています。そこで問います。北広島町における医療機関数の推移と、そのうち休日当番医を行っている医療機関数の推移はどうなっているのでしょうか。合併後から大丈夫です。

○議長（宮本裕之） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 町内の医療機関の推移でございます。平成17年度合併当時は、町内、病院が5施設、診療所が12施設ございました。平成31年2月時点で病院が5施設、診療所が8施設でございます。このうち休日当番医を行っている医療機関の数でございます。合併当時15施設、現在は11施設となっております。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 服部議員。

○12番（服部泰征） 当番医が減っているということは、ローテーションが早くなるということで、一つの医療機関において負担が増してくると思います。そういった意味でも、このナンバー7119により負担軽減が図られると思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（宮本裕之） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 休日当番医につきましては、休日昼間の初期救急対応していただいております。今回、救急相談センターの利用状況のほうを広島市の担当課のほうに確認させていただきました。利用状況につきましては、休日や夜間の電話相談が多く、電話相談の内容としては、医療機関案内が約半分、救急相談が約3割と聞いております。救急相談センターへの参加により、医療機関の負担軽減が図れるかどうかについては現時点では判断が難しいところでございます。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 服部議員。

○12番（服部泰征） 改正入管難民法の成立により、一定の能力が認められる外国人に対し、特定技能1号や特定技能2号を付与することとしています。5年間で最大34万5000人の受け入れを見込んでおり、地方でも外国人労働者がふえてくると思います。前回の質問にて、外国人への医療サービス等への対応を質問したところ、医療においては、平成31年4月より広島国際センターが医療通訳ボランティア派遣事業の実施を予定しているとの回答でした。しかしながら、本当に救急で外国人が来られたとき、その外国人の母国語を話せる通訳ボランティアが医療機関に来れるのかは未定であり、また、各医療機関において、そのような人材の確保は難しいと思われます。もちろん、緊急相談センターでもそのような対応はすぐすぐできなくて、今後課題となってくると思われますが、医療機関独自の対応はより一層難しいと考えています。そこで問います。医療通訳ボランティア派遣事業の進捗状況は現在どうなっているでしょうか。

○議長（宮本裕之） 町民課長。

○町民課長（迫井一深） 医療通訳ボランティア派遣事業の進捗状況ということでございます。広島国際センターでは、平成30年11月27日から広島の医療機関で実証運用を行っておられます。これまでに医療機関で5件の派遣申請がありましたが、利用件数が少ないことから、4月1日からは廿日市地域の医療機関も加えまして引き続き実証運用を行い、課題整理に当たられると聞いております。詳細につきましては、今月20日に開催されます医療通訳ボランティア派遣事業等の説明会において明らかにされるということになっております。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 服部議員。

○12番（服部泰征） 明らかにされるということで、町内の医療機関でも、そのボランティアを頼める形で参加すると思っております。よろしいでしょうか。

○議長（宮本裕之） 町民課長。

○町民課長（迫井一深） 依頼されましたら、北広島町内の病院でも頼めるということはお伺いします。

○議長（宮本裕之） 服部議員

○12番（服部泰征） それでは、まだ決まっていんですが、その場合、対象となる今後の運営について、対象となる病院とか、例えば、今、北広島町内でも外国人の方がふえてますけど、例えば、そういった国籍によって違いが出てくると思うんですけど、そういった申し込み等の手順等はどのような、今現段階ではわかれていますか。

○議長（宮本裕之） 町民課長。

○町民課長（迫井一深） 今後の運用でございます。医療機関のほうから、患者本人の同意を得た後、直接広島国際センターに利用申し込みを行うこととなります。広島国際センターが登録している医療通訳ボランティアを派遣します。1回につきおおむね2時間程度とし、費用として1回2000円の協力金を求められまして、また、派遣ボランティアの交通費のほうは医療機関が負担することとなっております。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 服部議員。

○12番（服部泰征） それでは、市内から来てもらって、交通費を払って、ボランティアの方に対応してもらおうという形でよろしいですか。わかりました。これからは、広域連携にてさまざま



まなサービスを行う形が主流になってきます。人口減の中、これまでのサービスの質を維持するためには、いかに人や物を共有して有効活用できるかが鍵になってくると思われれます。そこで問います。広島市を中心として隣の安芸太田町や安芸高田市も参加しています。なぜ、北広島町はこのナンバー7119に参加していないのか。また、近い将来、ナンバー7119に参加する予定はあるでしょうか。

○議長（宮本裕之） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 北広島町は高齢化も高いことから、電話により病状の説明が難しいことや相談センターに相談するより119番へ通報することが多いことが考えられること、また、IP電話からはナンバー7119が使えず、別の電話番号にかけないといけないことなどから、利用につながりにくいのではないかと判断し、参加をしております。今後の参加予定につきましては、救急相談センター事業に参加している他市町の利用状況なども参考にし、検討しています。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 服部議員。

○12番（服部泰征） 検討ということで、参加する参加しないはまだわからない。可能性もないということでもいいですかね。

○議長（宮本裕之） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 前向きに検討していますということです。

○議長（宮本裕之） 服部議員。

○12番（服部泰征） その場合、新たに発生する設備費とか人件費とか、そのようなものは算出されているでしょうか。

○議長（宮本裕之） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） この救急相談センター事業に参加する際の予算でございます。人口割等の試算により、運営費として約60万円程度は毎年負担金が必要になるのではないかと聞いております。あわせて、参加に際し、北広島町消防本部の通信指令室のほうに電話回線を専属で引くことも必要となりますので、そちらのほうの費用も必要となってくると思っております。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 服部議員。

○12番（服部泰征） 新聞報道見ると、一つだけ白いところがあったので、今後、費用対効果で参加は判断されるんでしょうが、方向的には、例えば休日に帰ってきて、医療機関がわからない方とか、そういった方がもし使えたら、さらに助かるんじゃないかなと思いますので、前向きに検討していただけたらと思います。現在、日本は少子高齢化や人員不足に直面しています。また、地方自治体の財政状況は、東京など一部を除き大変苦しいところが多いのが現状だと思います。地域の医療を維持することは、今後ますます難しくなってくると思います。広域連携や各医療機関との連携をより一層進め、北広島町内の皆様がより一層安心して生活できる体制が整っていくことを期待しまして、この質問を終わります。続きまして、2つ目の質問に移ります。消防水利設備の管理体制はについてです。消防水利とは、火災が起こった際の消防用水として使用する消火栓や消防水槽を指し、消防法による基準では、1、消火栓、2、私設消火栓、3、防火水槽、4、プール、5、河川、溝等、6、濠、池等、7、海、湖、8、井戸、9、下水道が上げられています。これら消防水利は北広島町内にも多くありますが、定期的な点検や管理が行われていないと、いざというときに使用できません。そこで問います。北広島町にお

いて、先ほど上げた消防水利は、どのぐらいの数があるんでしょうか。ただ、河川とか池など、設備の管理が一部不要なものは除いてもらって結構です。

○議長（宮本裕之） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 消防水利の関係ですので、危機管理の方からお答えをいたします。

まず、消火栓でございます。公設の消火栓381、私設の消火栓43、合わせまして424か所です。次に防火水槽です。防火水槽のほうは399基、その他141としまして、その他の中には、プール、池等が入っております。合計で消防水利については964件、これを把握しております。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 服部議員。

○12番（服部泰征） それでは、その設備です。消防水利設備の管理責任者はどちらになるんでしょうか。

○議長（宮本裕之） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 設備の管理でございます。公設消火栓の維持管理、公設の場合は、町で行うこととなっております。また、私設については、所有者が維持管理、点検を行うというものでございます。

○議長（宮本裕之） 服部議員。

○12番（服部泰征） それでは、先ほど、公設は町とおっしゃいましたが、私設は所有者がされると思うんですが、その公設の点検の実施者や点検方法はどのようになっているのでしょうか。

○議長（宮本裕之） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 点検の方法でございます。消防団のほうで、春と秋のほうに訓練がございしますが、その際に地域の消防団員の方、消防水利を見回り点検をしていただき、報告を危機管理のほうにしております。以上です。

○議長（宮本裕之） 服部議員。

○12番（服部泰征） 町の管理ということで、消防団が全てされているということでもいいですか。

○議長（宮本裕之） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 消防団の定期的なものは、この2回なんですけども、消防本部のほうでは、水利調査としまして随時回って点検をされる。その情報を危機管理のほうに報告するというようになっております。

○議長（宮本裕之） 服部議員。

○12番（服部泰征） 消防団の訓練時と、本部が随時されてるということで、わかりました。以前、住民の方から、屋外の防火水槽に大量の藻が発生していると指摘されました。確認すると、水面ぎりぎりまで大量の藻が発生しており、恐らくそこに堆積した土砂などから生えていると思われま。また、地下に設置してあるタイプの防火水槽でも色が緑色に変色している状態の箇所も見受けられ、そのまま利用するとポンプ等に悪影響が出ることも考えられます。私は自分の住んでいる地域でしか確認はしていないんですが、このような状態のものが恐らく町内にも何か所か存在すると思っています。いざというときに使用できない場合、町に対する管理責任も問われてくると考えられますので、問います。そもそも防火水槽の水交換というのは必要なんですか。

○議長（宮本裕之） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 通常は、水位が保たれておれば水交換は不要と思います。しかし泥

がたまっている、藻がはびこったという場合には、その清掃のために水を抜いて交換というふうになると考えております。

○議長（宮本裕之） 服部議員

○12番（服部泰征） それでは、先ほど消防団なり本部の消防隊の方が点検される防火水槽において、町内で清掃が必要な防火水利設備の報告というのは上がっているのでしょうか。また、上がっていれば、その件数を教えてください。

○議長（宮本裕之） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 年間、2から3件、報告のほうは上がっております。内容としましては、土がたまっている、藻が大量発生している、水が減っている、こういうものが3件程度上がっております。

○議長（宮本裕之） 服部議員。

○12番（服部泰征） それでは、その防火水槽の清掃が必要な場合、誰がどのようにしているのでしょうか。

○議長（宮本裕之） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 先ほどからも点検のことを話しておりますが、点検について消防団が行っておりまして、地域の消防団が中心となって、水を吸い上げ、土砂を取り除く、または藻を取り除くということになります。

○議長（宮本裕之） 服部議員。

○12番（服部泰征） 地域の消防団、地域の方は参加したりはしないんですか。

○議長（宮本裕之） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） これは消防団の呼びかけによりまして、地域の方が参加されて、その清掃をされるという場合もございます。消防団の方だけでやられるところもありまして、消防団のほうで判断されてやられているものでございます。

○議長（宮本裕之） 服部議員。

○12番（服部泰征） 消防団が声をかけるということに特に協定とかはなくて、あくまで有志ということですね。ただ、消防団でするのであれば、地域によっては消防団員数が非常に少ないところもあると思います。例えば訓練のかわりに行われるとか、計画しないで、団がもうちょっと集まってしないと、地域でできないところもあると思うんですが、そのあたりはどう考えてらっしゃるのでしょうか。

○議長（宮本裕之） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 今のところは、その相談について上がっておりませんが、消防団のほうと危機管理と連絡をとりながら対応してまいります。そういう場合は、地域の消防団の拡大というか、消防団員のほう拡大させてもらう、また、危機管理のほうも協力して対応してまいります。

○議長（宮本裕之） 服部議員。

○12番（服部泰征） あくまで団が中心となってやるということで、例えば工業地帯にある場合、それを使う企業とかと協力してやるというのも、それはオーケーなんですかね。

○議長（宮本裕之） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 現在のところ、そういう企業と話を進めたことはございませんが、そちらについても検討する必要があると思います。

- 議長（宮本裕之） 服部議員。
- 12番（服部泰征） 消防団が団員が少ないんで何とかしてくれということで相談される場合は、まず、危機管理課に相談をして、日程とか広域化ですというのは、危機管理課のほうに相談してやるということでもよろしいですかね。わかりました。それでは、密閉状態にあるもの、例えば、そんな場合、有害ガスとかの危険も考えられます。点検とか清掃には専門の業者に依頼する、そういったことがあった場合はどんな形になるんですかね。
- 議長（宮本裕之） 危機管理課長。
- 危機管理課長（野上正宏） 現在のところ、密閉の有害というか、ふたがあります防火水槽、そちらの点検についてもやってもらっておりますが、実際に有害ガスというものが発生した事案はございません。その有害ガスが発生した場合には、調査、検査が必要だと思いますので、危機管理課のほうで、まずは意見をもらいまして、対応のほう考えていきます。
- 議長（宮本裕之） 服部議員。
- 12番（服部泰征） 例えば、藻とかの場合、廃棄物が出ますよね。そういった場合、処分するにもお金がかかってくると思います。処分費とかいうのは、誰が払ったりとか、どちらに相談してという形になりますか。結構かかると思うんですが。
- 議長（宮本裕之） 危機管理課長。
- 危機管理課長（野上正宏） 藻の処分の関係でございますが、これ前回、地域に藻の撤去のほうで危機管理課のほうもちょっと見にいってまいりました。その撤去についても、やはり危機管理課のほうに相談をしていただいて対応していきます。土砂である場合もありますし、藻である場合もありますが、危機管理課のほうで、対応の場所を選定をしまして、廃棄の手続をしてまいります。以上です。
- 議長（宮本裕之） 服部議員。
- 12番（服部泰征） 廃棄に対してお金が発生したとしても、地域負担じゃなくて公費みたいな形になると捉えていいですか。
- 議長（宮本裕之） 危機管理課長。
- 危機管理課長（野上正宏） 場合場合があると思いますが、危機管理課のほうで、まずは検討させていただくということでございます。
- 議長（宮本裕之） 服部議員。
- 12番（服部泰征） 結構、消防費、私も軽く聞いたんですが、かなりかかるみたいなので、年に、毎年ではないですけど、そういったひどいところは計画に入れてもらってしないと、ちょっと地域とか消防団で全てというのは難しいかなと思ってますので、ぜひ、その辺は柔軟に対応していただけたらと思います。西日本豪雨では、ため池が決壊して被害を広げました。消防用水利設備で、そのような被害が生じるとは思いませんが、高い位置にある設備の場合は注意も必要と思います。そこで問います。消防用水利設備の耐用年数は、どのぐらいでしょうか。
- 議長（宮本裕之） 危機管理課長。
- 危機管理課長（野上正宏） これ防火水槽、コンクリート製というふうに思っておりますが、防火水槽ですが、基本耐用年数、こちらのほうが発表されておりますが、30年というふうにされております。以上です。
- 議長（宮本裕之） 服部議員。
- 12番（服部泰征） それでは、この町内で耐用年数を超過しているものはあるでしょうか。

- 議長（宮本裕之） 危機管理課長。
- 危機管理課長（野上正宏） 耐用年数を超えているものが多くありますが、現在では点検補修をしながら施設維持をしているというふうに思っております。
- 議長（宮本裕之） 服部議員。
- 12番（服部泰征） 今のお答えにもなると思うんですが、更新計画等は予算をつけて計画されているということよろしいですか。
- 議長（宮本裕之） 危機管理課長。
- 危機管理課長（野上正宏） 更新計画としては策定しておりません。防火水槽の状況を見ながら、これ台帳づくりながらということをやっておりますが、更新計画のほうは策定をしておられないというものでございます。
- 議長（宮本裕之） 服部議員。
- 12番（服部泰征） 近年、住宅の状況も変わってます。また、水路も変更になっているところもあると思います。いるかどうかも含めて見直しがいる箇所もあると思いますが、そのような見直しは計画的にされているでしょうか。
- 議長（宮本裕之） 危機管理課長。
- 危機管理課長（野上正宏） これは開発行為の関係で、申請とか出てまいります。こちらについて、消防水利について、その場で確認をしております。工業団地の開発には、事前相談により消防水利について協議、検討を行っております。それから建築物が減る、または別の消防水利が設置された場合は廃止ということも考えられますが、地域との協議というのが必要になりますので、地域との協議により、そちらのほうは判断をしております。
- 議長（宮本裕之） 服部議員。
- 12番（服部泰征） それでは、それで廃止になったようなことも今まであるということよろしいですか。
- 議長（宮本裕之） 危機管理課長。
- 危機管理課長（野上正宏） 私が確認しておるところ、廃止になったところはございません。
- 議長（宮本裕之） 服部議員。
- 12番（服部泰征） 消防団も減る一方で、人口も減る一方なので、もし使わないところがあれば、減らすというのも負担軽減にはなると思いますので、そういったあたりの地域との兼ね合いもあるでしょうが、計画も立ててできるだけ負担が減る形を目指していただけたらと思います。近年では、予期もしない事故や災害が起こることが多くあり、事前の対策が非常に重要になっています。面積の広い北広島町では、管理の難しい設備も多くあると思われまますので、場合によっては再編や縮小、管理方法等も検討し、持続可能で、計画的な管理ができる体制が早く整うことを期待しまして、私の質問を終わります。
- 議長（宮本裕之） これで服部議員の質問を終わります。暫時休憩します。午後1時より再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 50分 休憩

午後 1時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（宮本裕之） 再開いたします。午前中の服部議員の質問に対しまして答弁漏れがありましたので、これを許します。危機管理課長。
- 危機管理課長（野上正宏） 防火水槽の廃止につきまして、まず、私の把握しているところ、廃止はございませんというふうにお答えをいたしました。把握した内容なんですけども、防火水槽について、廃止について、壬生地区で廃止がございました。これは地域と町、そして消防本部で協議をいたしまして、消防用水が近くにあるということで廃止をしております。そのほかにも廃止や施設の構造の変更、施設の老朽化によりまして構造の変更などが以前はありました。以上でございます。
- 議長（宮本裕之） 一般質問を続けます。次に、5番、敷本議員。
- 5番（敷本弘美） 5番、敷本弘美です。通告2項目について質問をいたします。4月1日から北広島町豊平診療所として、新たに豊平地域の持続した医療の提供が開始されます。2月9日、北広島町豊平診療所の概要説明会があり、多くの住民が参加、貴重な意見交換の場となりました。冒頭、町長から、住民の理解は十分ではない。附帯決議も出た。持続した医療を明和会と、福祉・介護もあわせて取り組んでいく。将来にわたり、地域医療を守っていくとの話がありました。4月からスタートする診療所です。短期間で100%住民の思いを酌んだものにはならないことは十分承知しておりますが、今後も住民の不安を安心に変えていけるよう、意見交換会を重ねながら、長きにわたり、医療、福祉、介護の拠点となるようお願い、住民の皆様からいただいた声を代弁させていただき、北広島町豊平診療所の概要及び今後の課題を質問いたします。初めに、北広島町豊平診療所の診療体制を伺います。
- 議長（宮本裕之） 保健課長。
- 保健課長（福田さちえ） 北広島町豊平診療所の診療体制についてでございます。1診と2診は、指定管理者が担い、診療所長が月曜日から土曜日診療に当たります。指定管理者の経営する病院の医師が火曜日、水曜日、金曜日のお昼から診療に当たります。3診の部分につきまして、3診のほうは安佐市民病院、広大からの派遣医師による診療となります。こちらのほう、現時点では、月曜日と水曜日は毎週午前・午後、火曜日は月2回の午前、木曜日は月3回の午前、金曜日は、月1回の午前の予定でございます。金曜日が整形外科の予定でございます。以上でございます。
- 議長（宮本裕之） 敷本議員。
- 5番（敷本弘美） 先ほど、金曜日が午前中が整形外科の診察ということでした。平成30年4月から、平成31年1月末までの外来延べ患者数は2万5090人と伺いました。1日平均122.4人です。そのうち整形外科の受診患者は何人なのかを伺います。
- 議長（宮本裕之） 保健課長。
- 保健課長（福田さちえ） 整形外科の外来延べ患者数でございます。整形外科の外来延べ患者数は9122人でございます。1日平均44.5人でした。以上です。
- 議長（宮本裕之） 敷本議員。
- 5番（敷本弘美） 9122名のうち1日平均が44.5人ということで、この44.5人の中

には、リハビリのみの整形受診者の方もいらっしゃるのでしょうか、伺います。

○議長（宮本裕之） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 整形外科、1日44.5人でございます。このうち医療リハビリを受けられた方の人数でございます。1日平均が42.4人でございます。

○議長（宮本裕之） 敷本議員。

○5番（敷本弘美） 整形外科受診が1日44.5人のうちリハビリが42.4人ということでしたら、ほとんど整形外科受診者の方はリハビリということになるのでしょうか。そうなりましたら、診療所となる整形外科の受診が、先ほど答弁いただきましたように、毎月1回金曜日の午前中のみとなっていますが、外来対応は、答弁には難しくとあるんですけれども、リハビリのみでした。整形外科の外来対応を考えて、今後整形外科の受診を増やすという考えはないのか、皆さんのほうから、やはり身近な医療機関で整形も診ていただきたいという声も多くありましたので、今後整形外科の診察日を豊平診療所で増やすという考えはあるのかを伺います。

○議長（宮本裕之） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 整形外科の診療日を増やすかどうかということでございます。常勤の整形外科医師につきましては、これまでも安佐市民病院などへ強くお願いはしてきたところでございます。今後も引き続いてお願いはしていきますが、お願いはしていくところですが、ここで診療日を増やすかどうかというのは、なかなか難しいところではございます。しかしながら、県のほう、あわせて広島市のほうにもこれからも引き続いてお願いはしてまいります。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 敷本議員。

○5番（敷本弘美） わかりました。次に、通院等医療確保のための交通手段整備案には、豊平診療所と、また千代田地域の千代田中央病院、北広島病院、千代田病院の3医療機関へ週3回運行するようになっていました。中山間地域と同じような、北広島町と同じような規模の町が群馬県にございまして、医療機関への交通対応を10人乗ジャンボタクシーで、週に1~2回の頻度で巡回されておられました。この豊平診療所からは、週3回バスが運行されるので妥当であるかと思いますが、再度検討を願い、以下2点について伺います。初めに、バスの運賃です。バスは、豊平診療所発着のため、豊平診療所までの運賃が300円、また、豊平診療所から千代田地域までの運賃が400円と伺っております。豊平診療所から乗られる方は400円のみで、利用料金運賃400円のみなんです、これ片道700円で、往復1400円の運賃がかかるということです。千代田地域への受診は、主に整形外科、また、お見舞いになるのではないかと思います、通院バス利用になると考えたとき、豊平診療所にせめて、まず整形外科が週1度整うまでの期間、また通院バス利用料金の配慮が必要ではないかと考えます。特に整形外科の受診者というのは高齢の方が多くはないかと思います。高齢の方の大半は年金生活と考えたとき、往復1400円のバスの料金というのは大きな負担につながるのではないかと思いますので、再度この料金の見直しの考えはあるのかを伺います。

○議長（宮本裕之） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 料金の見直しについてでございます。料金につきましては、町内の路線バスの利用料金を踏まえ、旧町域をまたぐ料金の400円としております。当面は、この料金で考えております。

○議長（宮本裕之） 敷本議員。

○5番（敷本弘美） 恐らく1400円が今までは整形外科、豊平病院で診ていただいたときには交通費がかからなかったと。整形外科受診のために千代田の3医療機関に行くための交通費になるので、このところを少し配慮していただけないかという声をたくさん聞いておりますので、4月1日から運用されますので、本当に早い段階で、様子を見ながら、再度再度その検討をされることを強く望みます。次に、バス復路の時間帯ですが、住民説明会では、1便で病院に行った人は、2便のバスが到着後に乗車し、大体千代田地域3医療機関14時ごろです。豊平診療所まで帰ると伺いました。1便が病院に着き、混みぐあいや診察内容にもよりますけれども、大体午前中で診察が終わるのではないかと考えたとき、2便到着の14時まで1便で行かれた人は病院で待つこととなります。この負担もかなり大きいものになると思います。何時間も待つことがないよう、迎えのバスを、まず、迎えのみのバスを12時に変更する考えはないのかということが1点と、また、2便で病院に行った人の帰りのバスが書かれてませんでした。この2便で病院に行った人の復路の考え方を伺います。

○議長（宮本裕之） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 便数についてでございます。便数につきましては、利用状況でありますとか、ご利用していただいた方のご意見などからも含めまして今後検討してまいります。タクシー会社の乗務員の確保でありますことや、児童生徒の通学時間帯のこともございますので、そこらも考えまして、当面は、先ほどの説明していただきました案で運行予定としております。午後からの便につきましては利用された方の復路についてでございます。現時点では、ホープタクシーまたは路線バスでのご利用をお願いを考えております。今後、利用状況を見ながら考えさせていただくということも含めて今後検討はしてまいります。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 敷本議員。

○5番（敷本弘美） 今後検討されていくということですので、住民の皆様の体と心の負担がないよう、よろしくお願いをしたいと思います。住民の負担が少しでも軽減されるよう、また、住みなれた地域で安心して生活ができるよう、診療体制の充実と医療、介護、福祉の連携、また町内医療機関の連携強化をしていただき、一つ一つ検証しながら、中山間地域の模範の診療所となるまで心血を注いでいただくことを願い、最初の質問を終わります。続きまして、午前中も同様の質問がございましたが、重ねての質問になると思いますけれども、質問させていただきます。急速な高齢化の進展などにより全国的に救急搬送は増加傾向にあり、総務省がまとめた平成29年中の救急搬送者数は573万8664人、対前年比11万4630人増、2.0%の増と過去最高を更新をいたしました。うち救急車による搬送は573万6086人、そのうち傷病程度別の軽症者は278万5158人と、全体の48.6%を占めています。救急出動要請の中には緊急性が低いと思われるものも多く、包丁で指を切った、優先的に治療してほしいから救急車を呼んだ、タクシー代を節約するためなどのほか、中には、蚊に刺されたというだけで119番通報をした例もあるとのこと。本来、救急車を必要としない軽症者とされる人に救急車や救急隊員が駆り出されるケースがふえると、本当に必要としている人への救急出動対応がおくれてしまうこととなります。北広島町においては、平成29年の119番受信件数は1462件あり、月平均121件、1日平均4件、そのうち救急搬送は939件あり、軽症者とされる人数は258人で、全体の27.5%であります。前年の平成28年の軽症率は29.6%です。今後、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目前に控え、高齢化のさらなる進行により救急需要がますます増加することが予想されます。本当に必要な人が



必要なときに救急車を利用することができるよう、緊急度の低い救急出動要請をできるだけ減らすための体制強化が必要と考えます。平成31年1月28日から実施された広島市広島広域都市圏中枢都市救急相談センターシャープ7119は、広島、山口両県の14市町と連携し、広域エリアで始まりしました。北広島町と隣接している安芸高田市、安芸太田町もシャープ7119を導入しており、先日、会派議員と救急相談センターへ視察に行かせていただきました。担当者から、開設について、住民の皆様が急な病気やけがをしたとき、救急車を呼ぶべきか、すぐに医療機関を受診すべきか、様子を見てもよいのかなどの判断に迷ったとき、ダイヤルシャープ7119に電話すれば、看護師が症状を聞き取り、緊急性を判断した上で、緊急性が高い場合には119番へ転送し、救急車を手配してもらえ、また、緊急性が低い場合は、症状に適した医療機関の案内や応急手当の方法などについてアドバイスがされ、事業スタートから3週間で1日100件から140件、また土曜日は約200件、日曜日には200件を超える連絡が入り、昼間の対応は、看護師が2名ですが、18時以降の連絡が多いため、2名の看護師をプラスして対応されていました。また、大型連休、お盆、年末年始は看護師が4名、受付2名体制で対応されます。連絡を受けた看護師が判断に迷った際、医師が電話で助言する体制を確保されています。3週間で3135件のうち、医療相談は926件あり、マニュアルに沿い、案内した件数は1595件、うち421件は119番要請、シャープ7119を導入していない北広島町からも3件の連絡が入っていました。24時間365日、医師、看護師から適切なアドバイスを受けることができるシャープ7119の導入は住民の安心につながるるとともに、救急車の適正利用が促され、医療現場の負担軽減にもつながることを考えたとき、広大な範囲を抱える北広島町において、救急相談センターシャープ7119の必要性を強く感じました。そこで、以下について質問いたします。平成29年北広島町救急搬送者のうち軽症者とされる割合は27.5%であります。119番通報の中に緊急性を要するもの、また、そうでないものもあるかと思えます。電話対応で済む割合と、またどのような内容が多いかを伺います。

○議長（宮本裕之） 消防長。

○消防長（石井雅宏） 119番通報に関することですので消防本部のほうからお答えします。平成29年中の全119番受信回数は、火災も含めて953件で、そのうち救急の受診件数は506件、全体の53%を占めています。議員ご指摘のとおり、全国的には、緊急性の低い状況での119番通報・救急出動要請が見られるようですが、当消防本部管内においては、このような状況はありません。医療機関の紹介につきましては、平成29年は47件の問い合わせ、相談がありました。内容は、発熱、転倒による打撲など、また小児の内科系、整形系疾患に係る軽度なものが多く、みずから、または家族により直接病院を受診するというものでした。また、救急車の利用判断に困っているものもあり、通信指令員が内容を聴取いたしまして、状況によっては救急搬送を促す場合もあります。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 敷本議員。

○5番（敷本弘美） 電話対応で済むというか、47件の連絡が発熱また打撲等の連絡が入ってきたとの答弁でした。これらは、もしシャープ7119導入されましたら、軽減されることは考えられると思えます。軽症搬送が軽減されることで、どのようなことが考えられるかを伺いたいと思えます。

○議長（宮本裕之） 消防長。

○消防長（石井雅宏） 軽症搬送が軽減されることで、どのようなことが考えられるかということ

ですが、救急搬送が必要か必要でないかの判断は、傷病者のご家族にとって大変難しいところだと思います。症状によりましては1分1秒争う事態も想定されます。まず、迷われた場合は119番通報をしていただければと思います。消防本部では、広大な面積を地域ごとに消防署、出張所に各1台、合計4台の救急車で対応してまいります。限られた数の救急車でございますから、不要不急の救急出動要請が発生しないことは、より町民にとって安全・安心に結びつくものと考えております。以上です。

○議長（宮本裕之） 敷本議員。

○5番（敷本弘美） 先ほどの答弁の中に、119番の通報を受けて、その必要性の判断というのは難しい。もう本当に確かにそうだと思います。今後、高齢化、また核家族化が進む北広島町でございます。午前中の消防長の答弁の中にも高齢化、今後約7割の搬送というふうに伺いましたが、高齢者が本当にこれからふえる中、救急相談センターのシャープ7119を導入することによって、どのような、先ほどとちょっとかぶるんですが、状況に変わっていくとお考えですか、伺います。

○議長（宮本裕之） 消防長。

○消防長（石井雅宏） シャープ7119を導入することにより、先ほど答弁いたしましたように、現在北広島町においては、不要不急の救急出動要請はございません。しかしながら、医療機関照会や救急車の利用について悩まれる方がおられました。その問い合わせ、相談なんかはございます。高齢化や核家族化が進む中、自分ではなかなか判断できない、身近に相談できる人がおられないような状況は町内においても見られるところでございます。このような状況の中で、さまざまな形で相談、問い合わせができるこの体制が整うことは有効であるとは認識しております。以上です。

○議長（宮本裕之） 敷本議員。

○5番（敷本弘美） このような状況が整うことは有効であるという答弁をいただきました。総務省、また消防庁は、シャープ7119を全国へ普及することを目指しております。議会冒頭、町長の施政方針に、心身ともに健やかで安心して暮らせるまちの地域医療確保対策の中で、地域の皆様が医療の提供に関して不安に思うことなく、安心して地域で暮らすことができるよう努めると話されました。充実した医療提供とあわせ、救急相談センターシャープ7119の導入は、住民の皆様の安心につながると思います。最後に、シャープ7119導入について、町長の考えを伺います。

○議長（宮本裕之） 箕野町長。

○町長（箕野博司） シャープ7119、これについては、ただいまも質問がありましたが、午前中もあったところであります。このシャープ7119は、IP電話からは直接かけることができない、また、本町では、消防への119番通報で不要不急の要請はない。また、医療機関案内についても現在消防のほうでも行っているというようなことから、他市町に比べると、この必要性は低いというふうに判断をしたところであります。しかし、利用者の皆さんの選択肢がふえるというメリットはありますし、大きな流れとして、広域連携を進めていく、それによって課題解決を図っていくという流れは事実ありますので、今後広島市とも協議をしながら、前向きに検討させていただきたいと思っております。

○議長（宮本裕之） 敷本議員。

○5番（敷本弘美） 町長のほうからも前向きに今後検討されていくということでもございました。

手続きには、先日お聞きをしましたら、二、三か月かかるということですので、もう早目に検討していただきまして、この町の意向をお伝えいただき、また、住民の安心につながることを願い、質問終わります。

○議長（宮本裕之） これで数本議員の質問を終わります。次に、14番、中田議員。

○14番（中田節雄） 14番、中田でございます。さきに通告しております地域特性を生かした定住人口の増をとということで質問をいたします。現在、全国の自治体でさまざまなまちづくりに取り組んでおられます。いかに知名度を上げて、町の特徴をアピールし、特産品の販売であるとか、定住を促進していくか知恵を出し合っているところでもあります。この定住人口の増というのについて特効薬はないわけであります。今の行政の取り組み全部が定住人口増につながるというも過言ではないわけであります。視察に行っても、あるいはプライベートに旅行に行っても道路沿い、そこで町の特徴示すような看板が出ているところもあるわけでありますが、こういった目に見える形で設置することは、文字で説明するよりもはるかに地域の状況の一端がわかりやすく、イメージしやすいものになってくるわけであります。本町でも、こうした道路沿いに看板を見ることはありますが、いま一つ、そのインパクトに欠けている。北広島町はどういった町なんだろう。これまた、なかなか難しいわけであります。合併して、4つの地域が1つになっておりますから、地域それぞれの特性があります。しかし今、経済が上向いているというふうな報道もありますけども、私たちには経済が上向いている実感はございません。各地域において地域の商店が、その明かりが消えていく、一つずつ消えていくといった状況にあるわけです。千代田地域でも、随分とそうした明かりが消えていっております。地域の高齢者の方々は、地域でも買い物ができないということで非常に困惑されておる。商店に限らず、この中心地から近いところにある養老温泉というのがございましたけども、そこも閉鎖をされております。続いて、この3月末には、千代田温泉が閉鎖されるということをお聞きしました。ある方が来られて、町が寂れる一方で、非常に残念であると。千代田地域は人口も多いのに特色がないように思っていますと。町の予算とかはよくわからないと。しかしながら、何とか昔ながらの続いた店がなくならないように頑張ってもらいたいということをお聞きいたしました。いかにして、定住人口を増やすか、人口が減少する中で、産業経済はなかなか発展しない。人のいないところに事業所は成り立たないわけであります。そうした視点で、やはり特効薬はないにしても、一つずついろんなことをやりながら定住に結びつけていく。このことが重要であろうと思うわけですが、本町には、地域ごとに元の庁舎がございます。この庁舎には多くの方が来られる。そうした庁舎の玄関、ロビーで、地域の特徴あるものを出していくべきではなからうか。ここの地域はどういったことが特徴なんだ、人間それぞれ個性があるように、地域にもそれぞれの個性、特徴があります。それをどこで出していくのか。看板立てて、どうのこうのということになると相当なお金もかかりますけども、現在の支所、その庁舎のロビーにそういったことを訴えてPRしていくことができないものかということなんです。玄関ロビーにはポスターとかチラシとか張られておりますけども、これは近隣の自治体とも一緒です。なかなかその町の特徴、個性というのはそのロビーには見受けられないわけであります。そうした中で伺いますが、本町には4つの地域がありますが、この地域を代表するもの、これは何か、まず、伺いたいします。

○議長（宮本裕之） 企画課長。

○企画課長（砂田寿紀） それでは地域の代表するものということでご質問でございますので、企

画課のほうからご答弁させていただきます。本町は広大な町域を有するという一方で、多様な自然環境や歴史、生活文化を有しているとともに数多くの観光資源、生活機能、産業機能等を備えております。地域を代表するという概念は非常に難しいものがありますが、一つの指標といたしまして、新町建設計画におきまして、それぞれの地域の特性を整理いたし、まちづくりの方向性として掲げていることがあります。それぞれの地域の特性といたしまして、芸北地域におきましては、高原の自然と文化を生かしたオールシーズンの自然型交流、それから高冷地の特性を生かした農業の展開を図るということで、自然と共生する田園地域ということが言えるかと思えます。大朝地域におきましては、高原や源流域を生かした暮らしの豊かさにつながる環境文化の創出と、中山間地域における特色ある教育を展開する地域、豊平地域におきましては、歴史文化やスポーツ、そばの町としての蓄積を生かしながら、参加と体験の農村文化の醸成、交流を進める地域であると、千代田地域におきましては、交通結節点としての立地性や都市機能の集積を生かした拠点としての機能のほか、文化財や伝統芸能等の歴史的遺産の活用により、文化の薫りあふれる田園都市ということの項目を上げております。一般的には、これらが地域を代表するそれぞれの個性というふうに言えるかと思えます。

○議長（宮本裕之） 中田議員。

○14番（中田節雄） 今、企画課長から地域ごとの特性、個性というものをお聞きいたしました。各支所、ここは地域づくりの拠点であります。そうした中で、今答弁にあったような芸北なら高原の自然の家であるとか、そういった高原野菜であるとか、そういったものが特徴で、それぞれにあるわけですが、そうしたものが支所に行って、すぐお伺いすることができるのかどうか。芸北地域の特徴として、そういうものが見えてくるのかどうか。大朝、豊平、千代田についてもそうですが、そうしたロビー、玄関、入ったときにそうしたものがすぐイメージできるのかどうか。それをお伺いします。

○議長（宮本裕之） 芸北支所長。

○芸北支所長（清見宣正） 芸北支所では、芸北地域の方々向きには地域情報コーナーを設けまして、チラシやパンフレット等を置いております。また、町外の来訪者につきましては、観光協会の芸北支部が支所内の玄関口付近にありますので、観光情報コーナーを設置し、情報発信を行っておるところでございます。

○議長（宮本裕之） 大朝支所長。

○大朝支所長（竹下秀樹） 大朝地域におきましても、観光協会の作成した大朝地域のお助けマップというものを今回も更新する予定でございますけれども、支所に来られた方々に大朝地域にはいろいろなものがありますよというようなA4の1枚物の物をもって、いろいろな情報発信をさせていただいているところでございます。以上です。

○議長（宮本裕之） 豊平支所長。

○豊平支所長（益田智幸） 豊平支所におきましては、まず、ロビーに入ってくださいますと、風よけ室に豊平地域を拠点とするどんぐり北広島のポスターを掲示させていただいております。また、お休みコーナーにおきましては、各地元の方、13自治会が毎月発行する自治会だよりを掲示しております。これは、紙ベースで、誰でも見やすい、親しみやすい情報が発信されております。また豊平小学校だより、豊平中学校だよりなども掲示しております。また、窓口には、各観光案内のパンフレット等を置かせていただいておりますが、豊平地域には、豊平道の駅どんぐり村がございますので、そちらのほうで広く情報発信をさせていただいているところ

であります。

○議長（宮本裕之） 企画課長。

○企画課長（砂田寿紀） 千代田支所というのではないので、なかなかちょっとご返答難しいところではありますが、本町は基本的に拠点という機能を優先してやっておりますので、特に、部署部署によっては、千代田地域の特色ということで出してやっているとところもあろうかと思いますが、やはり全町の情報提供ということが主になっております。

○議長（宮本裕之） 中田議員。

○14番（中田節雄） それぞれに答弁ありましたが、情報発信のしているということではありますが、やはりマップであるとか、そうした自治体だより、そうした文字での情報発信が結構多いのではないかなど。一つのインパクトのある情報発信が必要ではないか。やはり地域づくりの拠点でありますから、観光案内、観光情報センター、そういうところの連携もしながら、まず、支所へ入ってロビー、そういったところで、もうちょっと変わったインパクトのある情報は、どのように発信できるのかということをもっともっと研究が必要ではないかと思うわけです。そのことが地域をアピールし、ここの特徴、そして自分が思うところの考え方、あるいは見方とマッチングするかどうか。芸北支所では地元の方々というパンフレットもあるようですが、やはり定住を促進するという意味では、来られた方々にどういったイメージを与え、そしてインパクトのあるものにするかということが大きな要件なんであります。先ほど申し上げましたように、地域のお店がなくなっていく、明かりが消えていく。その中で、地域をどう盛り立てていこうかということの中で、定住をいかに増やしていこうか、そして地域の方々の動き方、動線を考えて、地元の商店街、お店をどう活性化させていくかということも仕事の一つだと思っております。そうしたお考えはもともと持っておられるかもしれませんが、もう少し、そうした視点のもとにいろんな取り組み、考え方、もちろん行政だけでなく、地域協働という言葉がありますけども、地元の方と一体となって、そういったことを取り組んでいただきたいし、考えていただきたい。もちろん考えているよといえれば、それまでですが、そういったものを見る形で成果として出していきたいと思っております。それでは、質問がもう次々いきましたんで、定住人口を増やすために、さまざまな要件が必要であります、とりわけ仕事に大事、本町にも工業団地はたくさんあります。多くの進出企業がございます。こうした企業を紹介するコーナーを設けてはどうかと、これは本庁です。先日配布いただきました北広島町企業ガイド2018、こうした情報誌といいますか、パンフレットが印刷されております。すばらしいものだと思います。こうしたことをパンフレットではなくて、パンフレットも重要です。非常に有効なものだと思っております。これ、どの範囲まで配られているのかわかりませんが、やはり本町には多くの町外者の方が訪れるはずで、企業であり、また定住希望者であり、そういった方々が随分と来られているはずであります。そうした方々に目に見える形で、そうしたコーナーを設け、パネルでもいいですから、展示することができないのかどうかという話であります。本町の仕事を探しておられるとか、そうした相談がかなりございます。ホームページを見てこられたとか、知人からの紹介であるとか、また空き家登録をされている物件を見にいかれたとか、そういった方が現地案内されている場面が、大体月平均で大体13件から15件ぐらいあると。来られる方が30代が圧倒的に多い。あとは50代、60代と続くわけですが、30代の方は仕事を求めてこられることも多いと思います。そうした意味で、やはり玄関入ったときに、うちはこれだけの工業団地があります。これだけの

企業があります。求人企業がありますといったことを玄関入ると同時に、すぐわかる。これだけの会社が人を求めています。求人が登録されているのが大体580件から90件あります。求人の数は大体その10分の1ですか。大体月平均55人から56人来ておられます。求人倍率が10%から11%あると。人が圧倒的に足りない。これは全国的な問題ではあります。それだけにそうした情報を一目瞭然に見ることができる、このことが大事ではなからうかと思えます。この玄関ロビー入っても全部必要だろうと思っております。ポスターがあつたり、古い写真があつたり、余り変わりばえがしない。今、若い方々のためにもネウボラ事業として、てごてご、かなり浸透してまいりましたし、そのことは、ロビーの中見てもわかりますけども、いかに定住人口増やしていくか。ネウボラ事業も非常に大切であります。大切でない事業はないんでありますが、やはり30代の方が圧倒的に来られる方が多いということは、仕事もセットの話であります。そうした中で、玄関ロビーというのは大きなウエート、この町は何を重点に取り組んでいるんだらうかと。これだけの企業があなたを求めていますと、この町で働きませんか、キャッチフレーズのもとに、そうしたコーナーを設けて、情報を出していく。パンフレットを見ればいいけども、これは手にとって、また広げてみなければならぬ。ワンクッションあるんです。これは玄関入ってすぐそれがわかるということについては、非常にストレートに認識されます。そうしたことに取り組んでいかれるおつもりはないか、お伺いいたします。

○議長（宮本裕之） 商工観光課長。

○商工観光課長（沼田真路） 企業紹介ということですので、商工観光課から答弁をさせていただきます。町内には多くのすばらしい企業が立地しております。それらの企業を住民の方を初めとして、多くの方に知っていただくことは大切であるというふうに考えております。企業紹介につきましては、商工会と連携し、今年度作成しました企業ガイド2018のデータを活用し、紹介パネルを現在作成をしているところでございます。このパネルを本庁舎、各支所等公共施設で期間を定めて展示をすることを計画をしております。

○議長（宮本裕之） 中田議員。

○14番（中田節雄） 商工観光課長のほうから、企業の紹介パネルを作成しているという、これをまた展示していくと。紹介パネルは、何社ぐらいの紹介パネルは作成ですか、お伺いします。

○議長（宮本裕之） 商工観光課長。

○商工観光課長（沼田真路） 企業ガイドに掲載をされております54社につきまして、パネルを制作する予定でございます。

○議長（宮本裕之） 中田議員。

○14番（中田節雄） これはもう既に発注されているんでしょうかね、お伺いします。

○議長（宮本裕之） 商工観光課長。

○商工観光課長（沼田真路） これにつきましては、パネルの制作は、当方のプリンターを使いまして作成をいたします。外注ではございませんので、現在、鋭意作成をしているところでございます。現在作成中でございます。

○議長（宮本裕之） 中田議員。

○14番（中田節雄） どの程度の大きさのものか、ちょっとお聞きするの忘れたんですが、これはパネルというのは財源を伴うものですか、パネル作成、お伺いします。

○議長（宮本裕之） 商工観光課長。

○商工観光課長（沼田真路） まず、パネルの大きさでございます。B1サイズを作成しております。B1サイズは728ミリ×1030ミリで、主にポスターやパネルなどで使用されているサイズでございます。それから制作費につきましては、企業ガイドを制作する際に、企業様にこの旨、制作をする旨を説明しましてご負担をさせていただいております。その費用から原材料費を調達して作成をいたしております。

○議長（宮本裕之） 中田議員。

○14番（中田節雄） すばらしい。大体今までこうしたパネルつくるとかいうことになると、行政の費用を予算化して幾ら幾らということになってやっていくんです。しかし、今、地域協働、地域と一体となって、あるいは企業と一体となってまちづくりを進めていくと。私も全く同じように、企業さんから、そうした寄附金なり、そうしたもの、費用負担をいただいてパネル設置するというのを考えておりましたし、まさにそのとおりでございます。これについては、やはり行政もそうした人材不足を解消する意味で、企業紹介するコーナーを設けていると。そういったことが企業さんも理解していただく。来ていただいた企業、地元企業、そうした方々を大事にしているなという印象をまずもって与えます。これが大事なんです。そうすると、会社もやはり求人をしやすくなる可能性もある。もっともこの地域、この町に貢献をしていこうという気持ちになっていただくのではなかろうかと思うわけです。そうした気持ちが非常にありがたい。持っていただくことは。これはパネルを作成して、まず、どこに展示されますか。それで期間を設けてというのはどの程度の期間になりますか。今お考えのところお伺いします。

○議長（宮本裕之） 商工観光課長。

○商工観光課長（沼田真路） 詳細については現在検討中でございますけども、各施設、本庁それから各支所のロビーを使いまして、54社全てを展示するわけにはいきませんので、それぞれ期間を定めながら、ローテーションをしていくような形を考えております。期間の長さにつきましては、現在商工会等とまた検討して定めていきたいというふうに考えております。

○議長（宮本裕之） 中田議員。

○14番（中田節雄） 本庁ロビーもさることながら、支所にもということですが、これは一つのパネルを本庁で展示して、また一定期間過ぎたら各支所へ回していくというお考えですか。

○議長（宮本裕之） 商工観光課長。

○商工観光課長（沼田真路） 各支所の広さにもよりますけども、4施設でございますので、13枚から14枚を回していくというふうなことを考えております。

○議長（宮本裕之） 中田議員。

○14番（中田節雄） その13枚から14枚の枚数を回していくということについて、これは私が考えるのとちょっとまた違いますけども、スペースの問題がありますから、それはやはり課長のほうで考えていくべきだろうと思っております。しかしながら、そのパネルを展示する、そのキャッチコピーはどのようにお考えですか。これが大事なんですよ。まじめなだけで、働いてみませんか、あなたの力を求めていますと、もうちょっと日本は考え方非常にかたい、官僚的に。今、アニメ文化等であるように、やわらかい発想で、そうしたところで、一つのインパクト、頭に入りやすい、そうしたキャッチコピーが必要だろうと思いますが、それはどのようにお考えですか。

○議長（宮本裕之） 商工観光課長。

○商工観光課長（沼田真路） キャッチコピーにつきましては、現在、まだ検討しておりませんが、皆さんが興味をひいていただけるようなコピーを検討していきたいというふうを考えます。以上です。

○議長（宮本裕之） 中田議員。

○14番（中田節雄） 期待をしております。それでは、町内にこれだけ働き場所がある。そして求人も非常に多いと。毎月毎月大体500人近い求人があるわけですね。同じものがずっと出てくることもあるんですが、そうした中で、まだまだ人が足りない。これ、どこもが悩んでいる。そうした中で、この町にある企業、これを本町の財産とするのではなくて、近隣の市町、あるいは邑南町、あそこあたりと連携をして、この企業を紹介していく。もちろん邑南町とか近隣市町も人は足りないと思います。しかしUターン、Iターンされている方々の選択肢もあります。こういった企業を積極的に紹介することによって、例えば邑南町、Uターンしたいんだが仕事がないと、地元では。じゃあ本町での働き場所を探してみようかと。人の取り合いではないわけでありまして、一つの財産をひとり占めするのではなくて、広域的に連携をとりながら人材を確保していくことが大事だろうと思いますが、そういった取り組みは既にされておりますか、お聞きします。

○議長（宮本裕之） 企画課長。

○企画課長（砂田寿紀） 広域的取り組みというご質問でございますが、無料職業紹介所を開設しております関係で、企画課のほうからお答えいたします。本町に勤務地を予定しております企業の求人情報は、本町のホームページ上で情報を提供していると、今そういう状況にあります。これは無料職業紹介所という位置づけがございまして、それを目的として開設しておりますので、その業務をさせていただいております。また、議員おっしゃいますような近隣自治体との連携でございますが、無料職業紹介所の性質上、本町に定住予定、もしくは本町に定住している方と本町を勤務地とする企業、このマッチングが無料職業紹介所の業務となっておりますので、それを超えることは職業紹介のあっせんはできないこととなっております。しかし、ホームページ上では情報公開をいたしておりますので、他の自治体で、本町のホームページを見ていただいて、求職情報を提供していただいているという状況はあります。そういったこともありますので、近隣自治体との連携も含め、これはやはり担当者レベルということにはなろうかと思いますが、できるだけうちも紹介をしていただいたり、本町からも、もし他の町の情報を知りたいということであれば、ホームページ上の情報を紹介させていただく。紹介した自治体へつないでいくといったような取り組みはさせていただいておりますし、今後もさらに続けていきたいというふうには思っております。

○議長（宮本裕之） 中田議員。

○14番（中田節雄） 近隣市町に仕事を紹介するということはなかなか難しい局面があるということですね。どこでもストレートにいけば、なかなか難しいけども、ちょっとカーブしていく、隘路に向けていくということも考えられるのではないかと。この仕事ということにはなりませんが、本町の求人情報を例えば邑南町の広報に本町のホームページを載せることは、情報を載せることは、こういったことを紹介していますよということ載せることは可能なかどうか、これはまた検討いただくにしても、あらゆる手法を使って、できないよと言われればそれまでなんです。できることを探していく。このしつこさが今求められている。そのことが本町を活性化し、定住人口をいかにふやし、限界集落をなくす、地域の商店の明かりを守っていく、そ



のことにつながるのではなかろうかと思うわけです。ですから、そうした壁はどこにでも出てくる。壁をどう突破するか、どう乗り越えていくか。これが行政マンのテクニックだろうと思うわけです。違法なことをしろということではなくて、どうすればできるのか、そのことを考えていただく。こういったことを申し添えて、私の質問を終わります。

○議長（宮本裕之） これでは中田議員の質問を終わります。暫時休憩します。2時15分から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2時 03分 休憩

午後 2時 15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（宮本裕之） 再開いたします。次に、4番、湊議員。

○4番（湊 俊文） 4番、湊 俊文でございます。一般質問の通告をしております北広島町まち・ひと・しごと創生総合戦略における重点事項の点検評価についてご質問いたします。国では、まち・ひと・しごと創生総合戦略2018改訂版、第1期の総仕上げと次のステージに向けて、平成31年1月に内閣官房創生本部事務局が2020年から始まる次のステージに向けた検討が開始されております。こうした中、地方創生交付金事業が継続されます。さて、平成29年度の総合戦略における重点事業の点検と評価及び地方創生交付金事業評価シートによる評価がなされております。これは、平成27年度10月に北広島町総合戦略が策定され、2020年まで重点的に取り組む施策、事業を定めた実施計画を点検と評価をするものでございます。平成29年度は、点検評価に、第三者委員会である北広島町まちづくり総合委員会が実施すると明記されました。北広島町総合戦略に基づく4つの重点事業の基本目標は変わりありません。①心に響くしごとづくりと産業の魅力発信、②キタを体感する交流・定住と次世代を担うひとづくりの推進、③結婚、出産、子育てを幅広く応援する環境の整備、④地域資源を生かした活力あふれる暮らしの創出。なお、事業評価は2020年の目標値に対して進捗状況を実績評価し、達成度評価も今までの達成、おおむね達成、未実施の3段階から、KPI・重要行政評価指標で、課題があるものを含め、今回から5段階の評価になっております。これは、ホームページでもごらんになれますので、ごらんいただければと思います。では、5段階評価でKPIが下がっており、課題があると評価した項目について質問をいたします。質問1番目ですが、基本目標1、心響くしごとづくりと産業の魅力発信から、農林畜産分野ブランド化と人材の確保における新規就農者数ですが、平成28年度実績は3人、平成29年度実績は1人で、評価が、課題ありとなっております。KPIが下がった課題は何か、伺います。また、平成30年度を含め、延べ新規就農者は何人となったか。最終年度目標の延べ13人という目標について達成できるのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（宮本裕之） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） 北広島町新規就農総合対策事業による新規就農者数が前年に比べて減っ

ているため、評価が下がっていると思います。PR等の周知が課題の一つとと思われますので、2名の研修生確保に向けて、新農業フェア参加、あるいは町内外でのPR、町のホームページ、農業の求人専用サイトの活用によりPR、就農体験会等の実施等により、積極的に研修生の確保とあわせて、産地づくり、魅力発信にも努めてまいりたいと思います。平成30年度含めた延べの新規就農者数でございますけれども、9名でございます。そして、最終年度の延べ13人の達成はできるかというご質問でございますけれども、毎年2名の研修生を確保していく計画でしたけれども、平成28年度研修生が1名、また、29年度研修生の確保ができなかった関係により、平成30年度まで就農の新規就農者9名に加え、現在研修中の2名が来年度に就農する予定でございます。合計で11名となる予定でございます。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 湊議員。

○4番（湊 俊文） あと2名ということでございますので、広報、PRを十分にさせていただいて、目標数値をクリアしていただきたいと思います。質問の2でございます。基本目標の②キタを体験する交流・定住と、次世代を担うひとづくりの推進で、人を呼び込む北広島の魅力発信における観光消費額、観光入り込客数は、平成28年度と比較し、平成29年度は減少しております。ただ、民泊体験等の受け入れ者数は増加となっております。しかし、評価はともに課題ありということになっておりますが、この要因と課題は何か。この項目は、地方創生交付金事業にも上げられておりますが、平成30年度を含め、最終年度の目標達成の施策があれば、お伺いをいたします。

○議長（宮本裕之） 商工観光課長。

○商工観光課長（沼田真路） 平成29年の入り込み観光客数は約179万人で、前年と比較しまして、約6万人減、平成29年の観光消費額は約28億9200万円で、前年と比較しまして8700万円の減となっております。入り込み観光客数及び観光消費額が減少した要因といたしましては、道の駅内の施設の改修工事に伴う営業日数の減少、また、平成29年7月の豪雨災害により、主要幹線道路が長期にわたり通行止めとなったこと、気象の影響によるイベントの中止、観光交流施設の閉鎖などが影響したものと分析しております。平成30年においては、西日本豪雨災害による全県的な観光事業への影響及び町内の観光施設へのアクセス道路の災害、暖冬によるスキーの減少などにより、過去の数字を大きく上回ることは難しい状況であると思われれます。課題といたしましては、町、観光協会及び観光関連事業者のより一層の連携強化による観光振興施策の推進を図ること、また、町内周遊及び周辺市町間の周遊促進の強化が課題であると考えております。最終年であります平成31年については、目標達成に向け、観光関連関係団体及び事業者との連携強化、ターゲットエリアである広島広域都市圏に向けた継続的な情報発信、当町ならではの体験プログラムの磨き上げ、また企業及び周辺市町と連携して誘客への取り組みを進め、国内及び国外からの観光客の増加を目指してまいります。次に、民泊体験である農山村体験推進事業につきましては、目標数値である1300人に対して、平成28年度、平成29年度ともに目標数値を達成しており、平成30年度においても2134名と目標を上回っております。しかしながら、当該事業につきましては、学校側の要望に応えられる多種多様な体験プログラムの開発、新たな受け入れ家庭の確保が課題となっております。平成31年度においては、受け入れ家庭の確保拡大を図り、大規模校の受け入れが可能となるよう取り組みを強化してまいります。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 湊議員。

○4番（湊 俊文） 消費額とか入り込み客数については、天候、災害、いろいろあったやに記憶しております。情報発信と企業との連携、そういうことを積極的にやっていただいて、入り込み客数、消費額を増やしていただくようによろしく願いをいたします。民泊についても、それぞれのプログラムの更新やら新しい企画やら、そういうものを企画していただいて、できるだけ学校との協力もありましょうけど、推進していただきたいというふうに思っております。後ほどまた、民泊、農泊、そういうことについて、また質問をさせていただきます。質問3でございます。基本目標②に続いて、ふるさとを愛する心と夢を育む教育の推進で、広島県体力運動能力調査における体力合計点の市町別比較は、平成28年度と比較して、小学校男女、中学校男女ともKPI評価指標が下がっておりますが、平成29年度の課題ありの要因分析はいかがなものございましょうか。また平成30年度以降、最終年度目標の県内1位は達成できるかどうか、お伺いをいたします。

○議長（宮本裕之） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坪隆雄） それでは教育委員会のほうからご答弁させていただきます。毎年全国の小学校5年生、中学校2年生を対象に、全国体力運動能力調査が実施されております。調査項目は8項目でございます。この8項目の調査結果をもとに体力総合点という評価指標が算出され、県教育委員会より県平均と、23市町ごとの結果が明らかにされております。北広島町の平成30年度の結果は、23市町中、男子は、小学校で10位、中学校で9位でございます。女子は、小学校で1位、中学校で2位でございます。昨年度の結果は、県平均は大きく超えておりますものの、平成27年度に北広島町が総合1位となった年度と比べました場合、やや結果が、残る結果となりました。共通しているところは、50メートル走とボール投げでございました。教育委員会としましては、本年度初めに町内小中学校の体力づくり推進リーダーの教員を集めた研修会を実施し、課題の共通認識等、具体的な指導方法を意見交換を行いました。また、特に小学校におきましては体力の専門指導員の派遣を行い、教員の指導スキルの向上を図りました。結果として、県で、トップレベルになることも大切でございますが、順位に捉われず、子どもたちの体力向上に今後も全力を尽くしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 湊議員。

○4番（湊 俊文） 今までに上位をとっておられるわけでございますので、順位というのも、そこに重きを置くのではなしに、体力づくりということもございましょうが、一応目標は県内1位ということの目標を上げておりますから、それに近づくように、一つよろしく願いをいたします。質問4、基本目標③の結婚、出産、子育てを幅広く応援する環境の整備。結婚支援における平成29年度の婚姻届提出件数、実績は54組、婚活イベント参加者74名でありました。平成28年度と比較して、ともにKPI評価指標が下がり、課題ありとなっております。プライベートが含まれる事業であります。人口減少の歯どめ対策として、事業項目を上げておられると思いますが、課題ありの要因分析はいかがでありましたでしょうか。また、平成29年度の出会いサポート新規登録者数の実績は48人で、目標値の20人を上回っております。それを踏まえ、結婚支援事業における各項目の20年度KPI評価指標の目標数値は達成可能かどうか、お伺いをいたします。

○議長（宮本裕之） 福祉課長。

○福祉課長（細川敏樹） それでは結婚支援事業に関しまして、福祉課より答弁させていただきます。

す。結婚支援事業におけるK P I評価指標でございますが、まず、婚姻届提出件数が目標値を下回った件につきましては、結婚支援事業の結果がすぐに反映されない部分でもありますので、事業効果が薄かったとは言い切れないと考えております。推定される要因としましては数多くあると思っておりますが、独身者における結婚の価値観の変化により、結婚しないという選択の自由性もその一つに上げられるのではないかと考えております。また、婚活イベント参加者数につきましては、課題ありと評価させていただいておりますが、この要因についてですが、今後の参加者数増加へ向けて取り組むべき課題がまだ残されていると判断したことによります。具体的には、婚活イベントを継続的に実施する新たな団体の発掘、また、イベント主催団体とともに官民一体となった取り組みの推進などが上げられます。また、平成31年度の目標値につきましては、婚姻届提出90件、婚活イベント参加者の5か年合計延べ200人、ひろしま出会いサポートセンターの年間新規登録者20人としております。婚姻届提出件数につきましては、目標値達成は厳しい状況であると考えておりますが、婚活イベント参加者数、ひろしま出会いサポートセンター新規登録者数につきましては、これまでの実績を踏まえたと、目標値達成は十分可能であると考えております。今後も重点事業に掲げております結婚支援事業に力を入れてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 湊議員。

○4番（湊 俊文） 婚活イベント、出会いサポート新規登録者踏まえて、いろいろとうちからのほうでアピール、PRしながら、目標数値に近づけていただきたいと思います。質問の5で、基本目標の④でございます。地域資源を生かした活力あふれる暮らしの創出で、人が集う生活拠点の充実と支援の強化における町内公共交通利用者数は、平成28年度25万9747人でありましたが、平成29年度の利用者数実績は25万2890人で、最終年度の目標値23万2000人をクリアしております。しかし平成28年度と比較し、K P I評価指標が下がり、課題ありということになっておりますが、その要因分析はいかがでございましょうか。また、公共交通でございますので、今後、豊平診療所を目途にした公共交通利用者増加の対策及び施策をお伺いいたします。

○議長（宮本裕之） 企画課長。

○企画課長（砂田寿紀） 公共交通の関係でございますので、企画課からご答弁いたします。公共交通の利用者数でございますが、目標数値は達成しておりますが、利用実績が前年度を下回ったということで、K P Iの評価指標を下げております。主な原因となりますが、利用者の大半が児童生徒ということで、これら小中学生の全体的な人数が下がっているということがやはり大きな原因と考えております。また、利用者増への対策ということでございますが、現在の状況からいたしまして、新たな路線追加は非常に考えにくいというふうには思っております。現在、再編計画の実証運行をしている最中でありまして、これの結果、それから豊平診療所のタクシー運用の利用状況などの情報によりまして、必要に応じて、今後は見直しを行っていきたいと思っております。

○議長（宮本裕之） 湊議員。

○4番（湊 俊文） 大半が学生ということでございます。日中に空の車が走っておるではないかというような批判も時々耳にいたしますが、今、先ほど申されましたように、今、実験過程ですよ。そういうことを踏まえられて、そしてまた、豊平診療所に対する、そういうものも踏まえられて、今後利用者実績を増やしていただければなというふうには思っております。

質問6でございますが、評価が課題ありではなかったのですが、質問させていただきます。基本目標③の結婚、出産、子育てを幅広く応援する環境の整備について、今後の取り組みについて質問します。平成30年度に広島県から、ネウボラきたひろしまでのご指定となりました。しかし、指定されて数か月後に出産施設がなくなる状況となりました。県内ネウボラに指定された3市2町には、それぞれ自治体内に出産施設がございます。北広島町のように、ネウボラの一環である出産施設を持たない自治体がどのように今後対処していくのか、広島県はもとより、内外とも注目していると思われまふ。今後、こういう状況下で、北広島町がネウボラを推進していく上でのモデルケースになると思ひます。町は、施策として、出産施設までの交通費支給の予算を計上しましたが、さらにネウボラ事業を根づかせ、推進するためにどのような事業展開をしていくのか、お伺いをいたします。

○議長（宮本裕之） 福祉課長。

○福祉課長（細川敏樹） それでは、ネウボラにつきまして、福祉課よりお答え申し上げます。ネウボラ事業について、広島版ネウボラのモデル市町のうちで、分娩、産科手術のできる産科がない自治体につきましては、ご説明いただきましたように本町のみであることは確かでございます。しかしながら、このことを受けまして、昨年9月に妊婦健診及び出産入院時交通費助成事業をスタートし、近隣市町の医療機関との連携のもとに産前産後の切れ目ないサポートに努めているところでございます。このことに加えまして、さらに総合的にネウボラ事業を根づかせ、推進していくための事業展開でございますが、まず、昨年末に子育て情報を集約したきたひろ子育てガイドブックを作成し、ことし1月に中学生以下の児童生徒や乳幼児のいる全世帯へ配布したところであります。さらには、31年度にスマートフォンで、北広島町の子育て情報を閲覧できる子ども・子育て支援アプリ情報配信サービスについて稼働を予定しております。今議会において、当初予算案に計上させていただいております。いつでもどこでも利用できるツールとして、子育て世代の皆さんに広くご活用いただきたいと考へております。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 湊議員。

○4番（湊 俊文） いろいろと工夫をしていただいていると思ひます。モデルケースになるのではないかとということで、それこそ注目していると思ひますので、そういった努力を引き続きよろしくお願ひします。次に、地方創生交付金事業評価シートによる評価について質問します。総合戦略における心響くしごとづくりと、産業の魅力発信の事業で、応援ファンド事業、ふるさと投資であります。平成28年度は、ファンドの仕組み、勉強会等で、KPI評価指標は延べ28件でありました。平成29年度は、応援ファンドの幅広い周知で、資金調達などがされておるにもかかわらず、KPI評価指標事業の3つのうち、クラウドファンディング支援者実績数が減っております。したがって、KPI事業評価が達成とならず、残念でありました。評価未達成となった主要要因についてお伺いをいたします。また、町として、引き続き平成30年度も当初予算に国庫支出金も盛り込んで事業継続をしております。成果をどのように予測するのか、お伺いをいたします。

○議長（宮本裕之） 企画課長。

○企画課長（砂田寿紀） クラウドファンディングのご質問でございます。この事業は、きたひろ応援ファンド事業といたしまして、平成29年度から事業を展開をしております。これはインターネットを通じまして、活動、発信することにより、共感した人や応援したいと思ってくれ

る人を募り、資金を集めることができるというものでございます。平成28年度からは3年間継続して実施してきた事業ではございますが、当初は、本町における小規模事業者やまちづくり活動を行う団体などを対象に立ち上げました。小規模事業者の方については、ファンドでございますので、考えている事業内容等について賛同が得られにくいものであったり、配当金の分配の手間などが煩雑であったりと感じておられることが理由であったと聞いております。また、地域づくり団体におきましては、ふるさと寄附の仕組みを活用しているため、返品送付などの事務が煩雑であることや成果に伴う活動が継続する見込みが立たないといったようなことが理由で実施に踏み切れなかったと聞いております。相談に来られた事業者や団体などへ個別の説明などさせていただきましたが、実施に取り組んでいただくまでには至らなかったという状況があります。平成30年度の成果といたしましては、平成29年度より支援件数は下がっておりますが、KPIはほかにも要素がありますので、総合的に勘案したKPIということで評価をしているところであります。

○議長（宮本裕之） 湊議員。

○4番（湊 俊文） 昨日でもたぶんクラウドファンディングの説明会をされたと思います。引き続き、興味のある方にたくさん集まっていただいて、そのクラウドファンディングの魅力をPRしていただければと思います。次に、質問8でございますが、キタを体感する交流・定住と次世代を担うひとづくりの推進の事業が平成28年度の田園空間ライフスタートアップ事業から、平成29年度は、北広島町スポーツレジャー拠点整備事業に変更されております。お試し住宅主体の田園空間ライフスタートアップ事業は、平成29年度の当初予算に国庫支出金は盛り込まれておりません。地方創生交付金事業は達成ということで、今後は独自の財源で事業を継続するという認識でよろしゅうございましょうか。

○議長（宮本裕之） 企画課長。

○企画課長（砂田寿紀） 田園空間ライフスタートアップ事業ということでございますが、基本的にはお試し住宅ということで、今事業展開をしているところであります。この事業につきましては、地方創生推進交付金のうちの加速交付金ということで実施をいたしました。これは地方創生事業を後押しし、さらに加速させるという性質のものでありまして、平成28年度の単年度交付ということでありましたため、28年度だけ創生交付金の適用として計上させていただいております。ご質問のとおり、平成29年度以降は一般財で実施をしている状況でございます。

○議長（宮本裕之） 湊議員。

○4番（湊 俊文） 28年度単年度事業ということでございました。失礼いたしました。また、事業変更した北広島町スポーツレジャー拠点であります豊平どんぐり村、どんぐり荘も改修、リニューアル完了で、KPI評価指標の宿泊数、交流人口、新規雇用においても評価指標が達成しつつある。喜ばしいことではありますが、引き続き、今回のこともございますので、緊張感をもって運営に当たっていただきたいということでございます。豊平どんぐり村は、昨年、ソフトテニスクラブのアジア大会金メダル獲得でクローズアップされております。湯崎知事もどんぐりソフトテニス場を視察され、北広島町もスポーツを核とした地域づくりを推進すると表明いたしました。スポーツ振興を表明した我が町は、スポーツ環境を整備し、さらに充実させる必要があると思います。庁舎周辺整備事業でグラウンドは移転をいたします。利用者からも人気があり、誘客、立地メリットが最高な千代田運動公園総合グラウンドの人工芝化する計画

は考えられていないか。お伺いをいたします。

○議長（宮本裕之） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村 豊） 千代田運動公園の多目的広場、こちらを全面を人工芝生化にするということです。こちらには多額の費用が必要になります。財政状況等もありますので、現在のところ考えておりません。

○議長（宮本裕之） 湊議員。

○4番（湊 俊文） 昨年度も一般質問しましたが、ちょっとしつこいようでございますが、ある程度の試算はできておられると思います。そうはいつても、チャンスといいますか、いろんな補助金とか、そういうようなものも期限がございますので、できれば、前向きに検討願いたいと思います。まだ地方創生交付金事業の対象事業は続きますので、質問をさせていただきます。インバウンドに向けた北広島の魅力発信で、外国人観光客誘致、外国人がその地に行ってみたいと望むとき、スマホで、東京、大阪、京都の観光だけではなく、祭りやイベント、趣味、食べ物といったようなさまざまなアプリやコンテンツからアプローチをしておるのが現状でございます。そこで、北広島町の伝統芸能や歴史文化、インバウンドに向けたアプリ、コンテンツを新設、充実させるお考えはないか、お伺いをいたします。

○議長（宮本裕之） 商工観光課長。

○商工観光課長（沼田真路） 神楽、花田植、吉川氏関連史跡などは当町が誇る観光コンテンツであり、訪日外国人旅行者にとっても、日本の伝統芸能や文化として十分に魅力を感じてもらえるものと考えております。しかし、神楽や花田植えは大会時祭り、年に一度のイベントなどと限られた日に開催されるものでございます。これらをいかに通年を通して提供できるかが課題でございます。そのため、神楽であれば神楽団の練習会場に参加するバックステージツアー、花田植えであれば、年間を通して訪れることのできるギャラリーの見学や早乙女衣装の試着体験、吉川氏であれば、かぶとやよろい、甲冑を試着する体験メニューの提供を現在進めております。こうした体験により、神楽団員や花田植えの関係者などの地元の方との交流を行い、町内の宿泊施設や民泊による宿泊体験を合わせた当町ならではの体験プログラムとして磨き上げ、それらを訪日外国人が体験メニューを購入するサイトへ掲載し、インバウンド誘致へとつなげる取り組みを進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（宮本裕之） 湊議員。

○4番（湊 俊文） ありがとうございます。少しちょっと質問、途中まだあったんでございますが、私、座ってしまいましたものですから、ちょっとまだ、そういう意味で神楽についてお話させていただきます。この間、先般、広島県の県立美術館で、観賞客が外国人のみといった夜神楽をされておりました。これがもう大人気だったというふうに聞いております。そうすれば、外国人向けの芸石神楽、広島神楽、こういうアプリですね、コンテンツを創設して、外国人観光客の誘致と、伝統芸能や歴史を通じて、先ほど言っていたいただきました、キタを体験する交流や民泊まで、神楽を見て、すぐ帰るのではなく、民泊まで通した企画はできないものだろうかということでございましたのですが、先ほどお答えいただいたので結構でございます。それでは、最後の質問になりますが、北広島町も財政難財政難と言っておられまして、町の活性化からいうと、閉塞感が否めないようでございます。職員のモチベーションも上がっていないような私は感じております。100%の補助金は難しいんでございますが、起債と財政調整基金の取り崩しというのを比較しながら、カンフル剤として、地方創生交付金事業を駆使して、

若手職員に知恵を絞っていただいて、企画を提出させてみてはいかがでしょうか。また、スポーツや伝統芸能や歴史を通じて、北広島町への来訪者や外国人観光客から金銭を使用しやすい、金銭を落としやすいデジタル環境づくりで稼げる町、お金を稼ぐという町への変身することを、発想の転換として考える必要があるのではないかと思います。町長の所見を伺います。

○議長（宮本裕之） 商工観光課長。

○商工観光課長（沼田真路） 職員一人ひとりが知恵を絞り、情報を収集して、さまざまな事業に取り組むことは重要であるというふうに考えております。それ予算でできること、また、100%補助の定額補助事業を探して採択されるよう、常に情報収集に努めているところでございます。特に観光関連予算につきましては、国の複数の機関から、さまざまな有利な事業が提案されておりますので、当町の事業ニーズに合致するものについては積極的に採択に向け取り組んでいるところでございます。例えば平成29年度から取り組んでおります農林水産省の農山漁村振興交付金事業の農泊事業につきましては、平成29年度、平成30年度の2か年で、1200万円の100%の定額補助を交付していただき、事業を実施しているところでございます。当該事業につきましては、来年度も継続され、インバウンドの受け入れ体制の高度化を進めるための事業とのことですので、申請を行い、採択していただけるよう、取り組みを進める予定としております。この事業によりまして、キャッシュレスであるとかWi-Fi、多言語化といったような高度化の、受け入れの高度化について整備をするものでございます。ぜひともとれるように申請をして、採択をしていただけるよう、事業に取り組む予定でございます。そのほか、今年度経済産業省の定額補助で、商店街にぎわい創出事業に取り組まして、200万円の定額補助によって、壬生の花田植PRイベントの取り組みを行っております。また、自治宝くじコミュニティ助成事業を活用し、250万円の助成をいただきまして、戦国武将の甲冑衣装を整備させていただいております。今後も広く情報収集に努め、可能な事業につきましては積極的に事業に取り組み、交流人口の拡大に向けた環境の整備を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（宮本裕之） 湊議員。

○4番（湊 俊文） いろいろと説明いただきました。各省庁、宝くじ、いろいろ知恵を絞りながら、企画を推進していただいているということに感謝申し上げます。引き続き、そういう知恵を出しながら頑張っていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。これで終わります。

○議長（宮本裕之） これで湊議員の質問を終わります。お諮りします。本日の会議は、この程度にとどめ、明日7日に延会したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（宮本裕之） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会といたします。なお、明日の会議は10時から、本日に引き続き一般質問を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2時 59分 延会

~~~~~ ○ ~~~~~